

第3 「地域共生社会」の実現に向けた包括的な支援体制の整備等 について

(1) 「地域共生社会」の実現に向けて

少子高齢・人口減少、地域社会の脆弱化等、社会構造の変化の中で、人々が様々な生活課題を抱えながらも住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民等が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことのできる「地域共生社会」を実現する必要がある。厚生労働省では、「「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）」（平成29年2月7日厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定）をとりまとめ、「地域共生社会」の実現に向けた改革の骨格として、(1)「地域課題の解決力の強化」、(2)「地域丸ごとのつながりの強化」、(3)「地域を基盤とする包括的支援の強化」、(4)「専門人材の機能強化・最大活用」の4つの柱を掲げている。

このうち、「地域課題の解決力の強化」「地域丸ごとのつながりの強化」「地域を基盤とする包括的支援の強化」に資するよう、(1)住民相互の支え合い機能を強化し、公的支援と協働して、地域課題の解決を試みる体制の整備、(2)複合課題に対応する包括的相談支援体制の構築、(3)地域福祉計画の充実を実現するため、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」（平成29年法律第52号）により、社会福祉法（昭和26年法律第45号。）を改正し、平成30年4月から施行されたところである。なお、改正法の附則において、法律の公布（平成29年6月）後3年を目途として、包括的な支援体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、所要の措置を講ずる旨が規定されており、モデル事業（地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業）から見えてきた課題も踏まえつつ、今後、検討を進めることとしている。

(2) 「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりの強化のための取組の推進

「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりを推進するため、小中学校区等の住民に身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりや、世帯全体の複合化・複雑化した課題を受け止める包括的な相談支援体制づくりに取り組む市町村を支援するモデル事業を実施している。

平成31年度予算案においても、28億円を計上し、自治体の創意工夫のある取組を支

援することとしている（200自治体程度を想定）。各自治体におかれては、モデル事業を活用しながら、「地域共生社会」の実現に向けた積極的な取組をお願いしたい。

なお、実施要綱等については、平成30年度の実施状況を踏まえ、基本的な枠組みは変更しないが、都道府県事業について、市町村等に配置される相談支援包括化推進員等の人材養成に係る事業を追加することとしており、詳細については、追ってお示しする。

改正社会福祉法の概要

(地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による改正)

「地域共生社会」の実現に向けた地域づくり・包括的な支援体制の整備

1. 地域福祉推進の理念を規定

地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民(世帯)が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による①把握及び②関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨を明記。

2. この理念を実現するため、市町村が以下の包括的な支援体制づくりに努める旨を規定

- 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
- 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制(*)

(*) 例えば、地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等

- 主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制

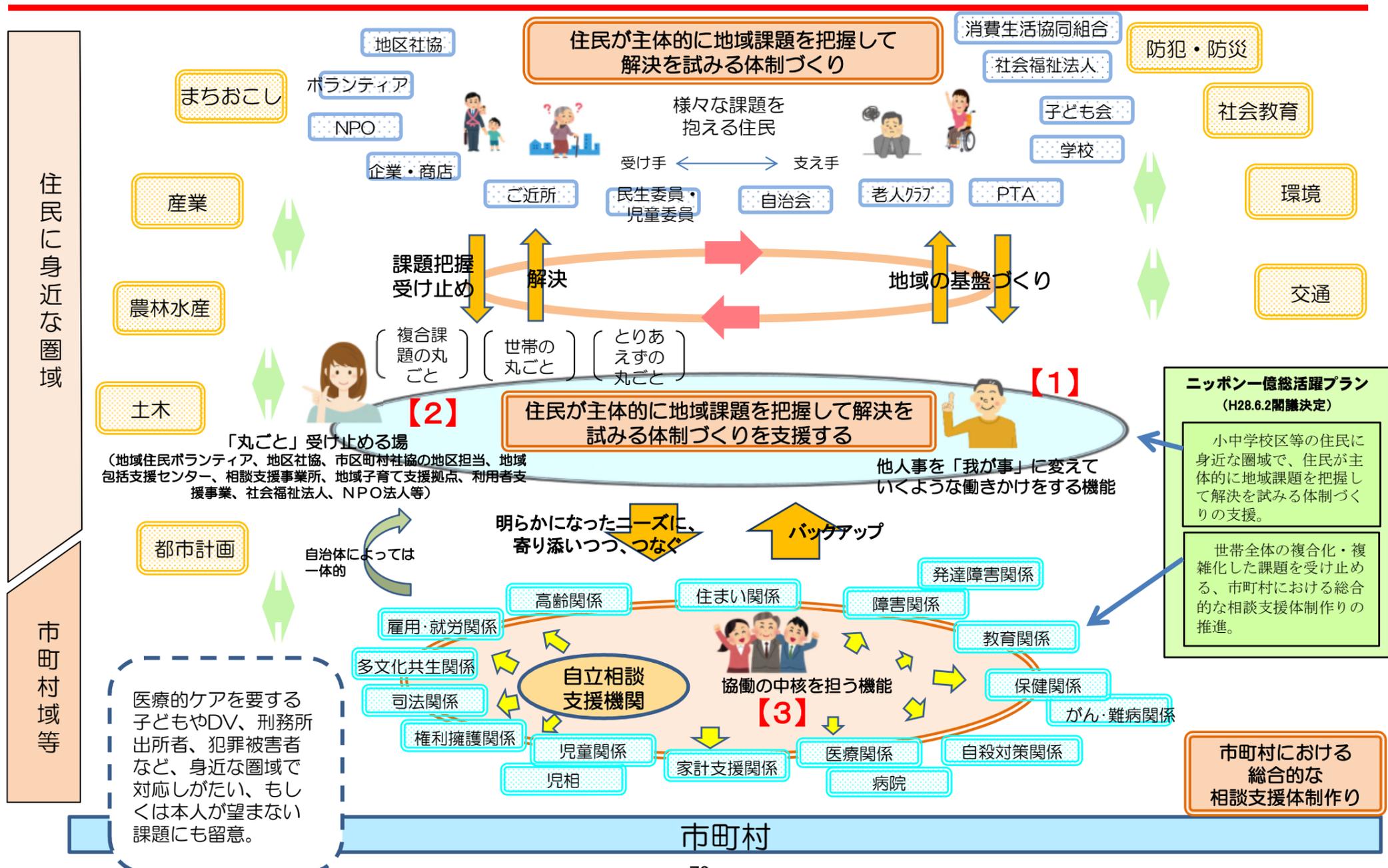
3. 地域福祉計画の充実

- 市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置づける。(都道府県が策定する地域福祉支援計画についても同様。)

※ 附則において、法律の公布後3年を目途として、2の体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる旨を規定。

※ 2017年(平成29年)6月2日公布。2018年(平成30年)4月1日施行。

地域における住民主体の課題解決力強化・包括的な相談支援体制のイメージ



「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）【概要】

平成29年2月7日 厚生労働省 「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定

「地域共生社会」とは

◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

改革の背景と方向性

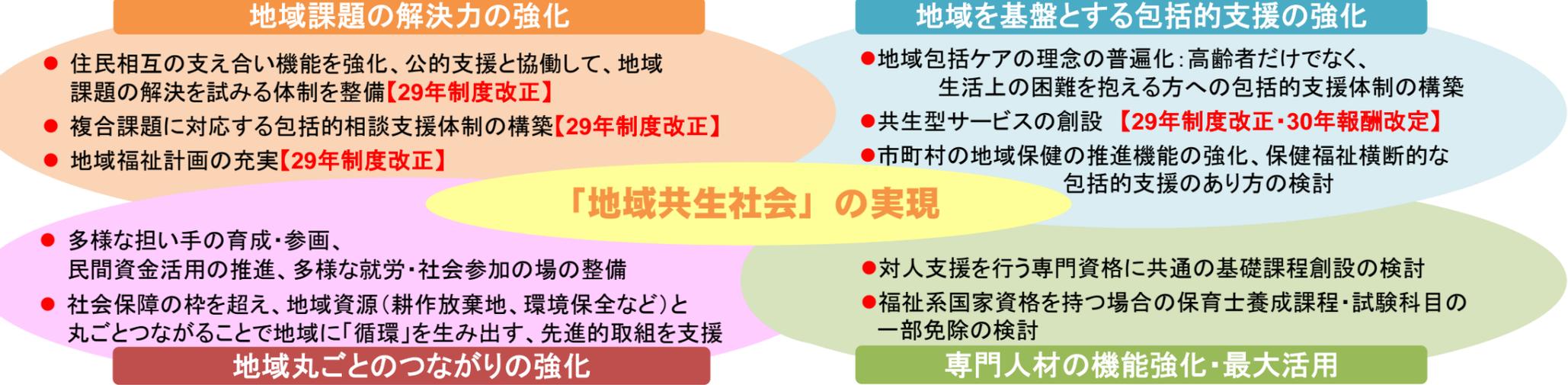
公的支援の『縦割り』から『丸ごと』への転換

- 個人や世帯の抱える複合的課題などへの包括的な支援
- 人口減少に対応する、分野をまたがる総合的サービス提供の支援

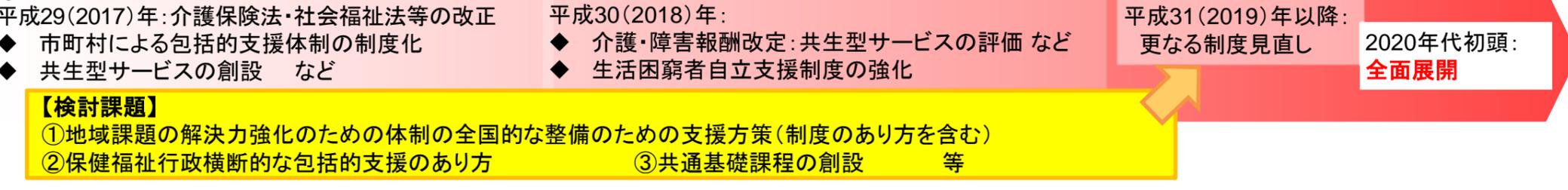
『我が事』・『丸ごと』の地域づくりを育む仕組みへの転換

- 住民の主体的な支え合いを育み、暮らしに安心感と生きがいを生み出す
- 地域の資源を活かし、暮らしと地域社会に豊かさを生み出す

改革の骨格



実現に向けた工程



第4 社会福祉法人制度改革について（福祉基盤課）

（1）社会福祉法人制度改革の趣旨・概要

社会福祉法人（以下「法人」という。）は、社会福祉事業の中心的な担い手であるのみならず、営利企業など他の事業主体では対応が困難な福祉ニーズに対応する公益性の高い非営利法人であるため、平成28年3月に成立した「社会福祉法等の一部を改正する法律」において、法人の公益性・非営利性を徹底するとともに、国民に対する説明責任を果たし、地域社会に貢献する法人の在り方を確立する観点から、次の改正を行っている。

- ・ 経営組織のガバナンスの強化（評議員会の必置化、一定規模以上の法人への会計監査人の導入等）
- ・ 事業運営の透明性の向上（財務諸表・現況報告書・役員報酬基準等の公表に関する規定の整備等）
- ・ 財務規律の強化（役員報酬基準の作成、社会福祉充実財産（社会福祉充実残額）の明確化、社会福祉充実財産がある法人に対する社会福祉充実計画作成の義務付け等）
- ・ 地域における公益的な取組の責務化
- ・ 行政の関与の在り方の見直し（国・都道府県・市の連携を推進等）

法人が、多様化・複雑化する福祉ニーズに対応し、地域福祉の中心的な担い手としての役割を果たせるよう、引き続き、各法人、所轄庁において必要な取組を進めていただきたい。

（2）社会福祉充実残額の算定及び社会福祉充実計画について

社会福祉充実残額については、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第55条の2の規定に基づき、社会福祉法人において、毎会計年度、算定しなければならないこととされており、当該残額が生じる場合には、法人は、その規模や用途等を明らかにするための「社会福祉充実計画」を策定し、毎会計年度6月30日までに計算書類等に併せて、所轄庁あて当該計画の承認を申請しなければならないこととされている。

各所轄庁におかれては、これらの社会福祉充実残額が、各地域の中で有効

に活用されるよう、社会福祉充実計画の実施状況の把握に努めるとともに、法人に対する必要な助言をお願いしたい。

また、併せて初めて社会福祉充実計画を策定する法人の手続及び既に策定した社会福祉充実計画の変更手続に遺漏のないよう、必要な事務処理をお願いする。

なお、具体的な事務処理に当たっては、「社会福祉充実計画の承認等に関する事務処理基準」（平成 29 年 1 月 24 日付け雇児発 0124 第 1 号、社援発 0124 第 1 号、老発 0124 第 1 号、厚生労働省社会・援護局長等関係局長連名通知）及び「社会福祉充実計画の承認等に関する Q & A」を参照されたい。

（3）「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」について

「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」（以下「電子開示システム」という。）は、法人の運営の透明性の確保や国民に対する説明責任を果たすことが求められていることから、平成 29 年 4 月 1 日に施行された法第 59 条の 2 第 5 項の規定に基づき、独立行政法人福祉医療機構（以下「福祉医療機構」という。）の業務として、平成 29 年 6 月からシステム運用を行っているところである。

電子開示システムについては、昨年 10 月 31 日現在で、20,818 法人が登録し、そのうち、20,514 法人が本システムによる現況報告書等の届出を行ったところであり、昨年度よりも本システムの活用が進んでおり、本システムによる届出の推進に対してご理解、ご協力いただき感謝申し上げます。

一方で、「平成 30 年度の計算書類等の届出における「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システムの未活用」及び「計算書類の不整合」に関する調査の実施について（依頼）」（平成 30 年 11 月 19 日付け社会・援護局福祉基盤課事務連絡）でお伝えしたように、届出されている計算書類等について不整合等があるものについては、引き続き改善に向けた取組をお願いする。

なお、来年度の電子開示システムにかかるスケジュールについては、福祉医療機構より各法人に対して別途連絡することとしているが、現段階では、4 月 1 日から入力シートのダウンロード等の運用を開始する予定としているのでご了知願いたい。

また、本年度の電子開示システムの施行状況を踏まえ、現況報告書等の記載要領をより明確にする等のため、「社会福祉法人が届け出る「事業の概要等」等の様式について」（平成 29 年 3 月 29 日付け雇児発 0329 第 6 号、社援発 0329 第 48 号、老発 0329 第 30 号厚生労働省社会・援護局長等関係局長連名通知）を改正する予定であるので、ご了知の上、管内の市区及び法人等に対する周知にご協力をお願いしたい。

電子開示システムが、法人に関する情報に係るデータベースの整備を図り、国民にインターネット等を通じて迅速に情報提供できるようにするという趣旨を踏まえ、本システムによる届出の推進や、届出内容の確認等について、引き続きご協力いただくとともに、管内市区及び法人等関係各方面に周知願いたい。

（４）「地域における公益的な取組」の推進について

「地域における公益的な取組」については、法第 24 条第 2 項の規定により、全ての法人は、「日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない」といった責務が課されている。

これを踏まえ、「地域における公益的な取組」に係る具体的な運用については、「社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進について」（平成 30 年 1 月 23 日付け社援基発 0123 第 1 号、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知）によりお示しをしているところである。

所轄庁におかれては、本通知の趣旨を踏まえ、地域協議会等の開催などを通じ、法人が円滑に地域ニーズを把握できるような場を提供するとともに、管内の法人の取組状況を把握し、好事例を周知することなどを通じて、地域において、法人の取組を促す環境整備をお願いしたい。

（５）「社会福祉法人会計基準」の改正について

「社会福祉法人会計基準の一部を改正する省令」（平成 30 年厚生労働省令第 25 号）により、退職共済事業等に係る会計処理の明確化のため、新たな勘定科目が追加されたことに伴い、関連通知も改正し、平成 30 年 4 月 1

日より適用されているので、退職共済事業等の会計処理の取扱いについては改めてご留意いただきたい。

(6) 会計監査人の設置について

会計監査人の設置が義務付けられる法人（以下「特定社会福祉法人」という。）は、前年度の決算における法人単位事業活動計算書（第2号第1様式）中の「サービス活動増減の部」の「サービス活動収益計」が30億円を超える法人又は法人単位貸借対照表（第3号第1様式）中の「負債の部」の「負債の部合計」が60億円を超える法人である。

平成30年度においては、資料第4-1のとおり、特定社会福祉法人については326法人、会計監査人の設置義務のない法人については99法人が設置済みとなっている（平成30年7月31日現在）。

なお、会計監査人の設置を円滑に進めていくため、会計監査の実施による効果や導入する場合の課題等について、

- ① 平成29年度の会計監査を実施した全ての社会福祉法人（約400法人）を対象とした調査（実施済）、
- ② 収益10億円を超える法人又は負債20億円を超える法人（約1,700法人）を対象とした調査

を、二段階で実施しており、法人の準備期間等を考慮し、平成31年4月から会計監査人の設置基準を収益20億円超又は負債40億円超へ引下げることを行わないこととしているのでご留意いただきたい。

また、社会福祉協議会における退職共済事業に関しては、平成30年度においては、会計監査人の確保や設置手続き、必要な財源の確保のための掛金の見直し等、特別な事情が生じることも想定されることから、やむを得ない場合に限り、1年間を限度に特定社会福祉法人の判定対象から除外していたところ、平成31年度からは対象とすることとしているので、ご留意いただきたい。

(7) 法人に対する指導監査の適正な実施について

法人の指導監査については、平成 29 年度より、「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」（平成 29 年 4 月 27 日付け雇児発 0427 第 7 号、社援発 0427 第 1 号、老発 0427 第 1 号関係局長連名通知。以下「監査実施要綱通知」という。）により実施していただいているが、改正法における経営組織のガバナンス強化等による法人の自主性・自律性を前提とした上で、監査の基準を明確化（ローカルルールの是正）し、指導監査の効率化・重点化を図ったという趣旨を踏まえ、今後とも適切に法人の指導監査を実施していただきたい。

また、法人の指導監査等に従事する所轄庁職員を対象とした研修については、来年度においても、今年度に引き続き、従来の国立保健医療科学院の指導監督中堅職員研修に加え、「指導監査実施要綱・ガイドライン」に関する研修会の開催を年度初旬に予定しているので、関係職員の派遣について格段の配慮をお願いする。なお、詳細は追ってお示しする。

(8) 法人制度改革に関連する平成 31 年度予算（案）について

① 「小規模法人のネットワーク化による協働推進事業」の拡充

「小規模法人のネットワーク化による協働推進事業」（平成 31 年度予算額（案）：1,228,180 千円）については、地域共生社会の実現に向け、小規模な法人等による地域貢献事業の推進を図るため、複数法人が参画するネットワークを構築し、ネットワーク参画法人による協働事業の試行、これらの事業の実施に必要な合同研修や人事交流等の取組を推進する事業として、平成 30 年度に創設したところであるが、平成 31 年度においても、事業の拡充を図った上で、これを継続することとしている。

平成 31 年度における拡充内容については、

ア 実施主体に一般市区を追加

イ 法人間連携プラットフォームで行う福祉・介護人材確保の取組に、共通の人事考課、賃金テーブルの作成に関する助言等を追加

ウ ネットワーク参画法人の事務処理部門の集約・共同化を図るため、別法人を立ち上げる場合等に一定額を加算する措置を追加（初年度限り）

等を予定しており、追って実施要綱等の改正を行うこととしている。

各自治体におかれては、規模にかかわらず、法人等による地域貢献事業の推進、福祉・介護人材の確保・定着が図られるよう、本事業を一層積極的に活用していただきたい。

小規模法人のネットワーク化による協働推進事業

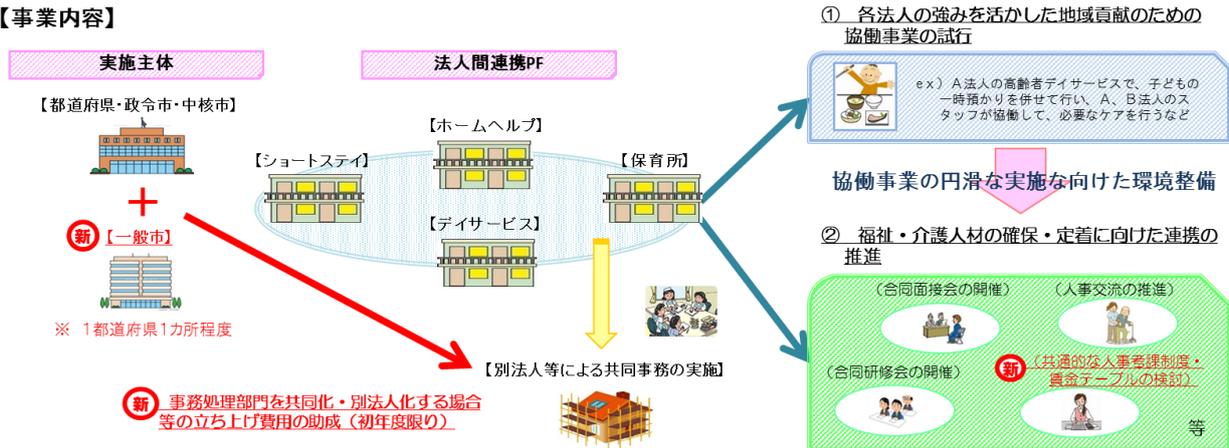
- 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金のメニュー事業として実施
- 実施主体：都道府県、市、都道府県等が適当と認めた団体
- 補助率：定額補助（1法人間連携プラットフォーム当たり400万円、ただし④の取組を行う場合は320万円を加算）
- 補助上限：都道府県5プラットフォーム、指定都市3プラットフォーム、中核市2プラットフォーム、一般市1プラットフォームを上限
- 事業内容：
 - ① 法人間連携プラットフォームの設置
都道府県等に、複数の小規模法人等が参画する「法人間連携プラットフォーム」を設置する。
 - ② 複数法人の連携による地域貢献のための協働事業の立ち上げ
法人間連携プラットフォームにおいて、地域の福祉ニーズを踏まえつつ、複数の法人がそれぞれの強みを活かした取組の実施を検討し、社会的に孤立する者に対する見守りや社会参加支援、高齢者に対する支援と子どもの一時預かりとを併せて行う共生型サービス、生活困窮者の自立支援など、地域貢献のための協働事業を試行する。
 - ③ 福祉・介護人材の確保・定着のための取組の推進
法人間連携プラットフォームにおいて、②の事業の実施等により、既存職員に過重な負担が生じることをないように、次のような福祉・介護人材の確保・定着のための取組を推進する。
 - ・ 新規人材を確保するための広報、合同面接会の開催
 - ・ 職員のスキルアップ等のための合同研修の実施
 - ・ 人事交流の推進
 - ・ 会計経理等の専門家からの助言
 - ・ 食事提供の一体実施などサービス提供・事務処理体制の効率化のための取組
 - ・ 共通の人事考課、賃金テーブルの作成に関する助言（新規）
 - ・ 合同福利厚生事業の実施（新規）等
 - ④ ネットワーク参画法人の事務処理部門の集約・共同化（新規）
ネットワーク参画法人の事務職員が、共同で報酬請求事務等処理するための別法人を立ち上げる場合等に、その立ち上げ費用を助成。（初年度限りの支援）

「小規模法人のネットワーク化による協働推進事業」の拡充 **【推進枠】**

【要旨】 〔平成31年度予算額案：1,228,180千円（627,900千円）（目）生活困窮者就労準備支援事業費等補助金〕

- 小規模法人においては、地域貢献のための取組を実施する意欲があっても、職員体制の脆弱性などから、単独でこうした取組を実施することが困難な状況がある。
- 特に社会福祉法人においては、法人の規模にかかわらず、「地域における公益的な取組」の実施が責務化されている。
- このため、こうした課題に対応し、小規模法人であっても地域貢献のための取組を円滑に推進できるような環境整備を図る観点から、複数の小規模法人等が参画するネットワークを構築し、ネットワーク参画法人のそれぞれの強みを活かした地域貢献のための協働事業を試行する。
- また、協働事業の円滑な実施に向け、ネットワーク参画法人の職員に過度な負担が生じることのないよう、合同面接会や合同研修、人事交流の実施など、福祉・介護人材の確保・定着に向けた取組も併せて推進する。
- なお、平成31年度予算（案）においては、本事業の一層の推進を図りつつ、小規模法人等における経営効率化、人材の確保・定着を促進する観点から、実施主体の拡大や取組内容の充実等事業内容の拡充を図る。

【事業内容】



② 「社会福祉法人会計監査人設置モデル事業」の継続

「社会福祉法人会計監査人設置モデル事業」（平成31年度予算額（案）：100,000千円）については、会計監査人導入の意義・効果について検証等を行うため、会計監査人の設置義務のない法人に、会計監査人をモデル的に設置する事業として、平成29年度から実施しているところである。

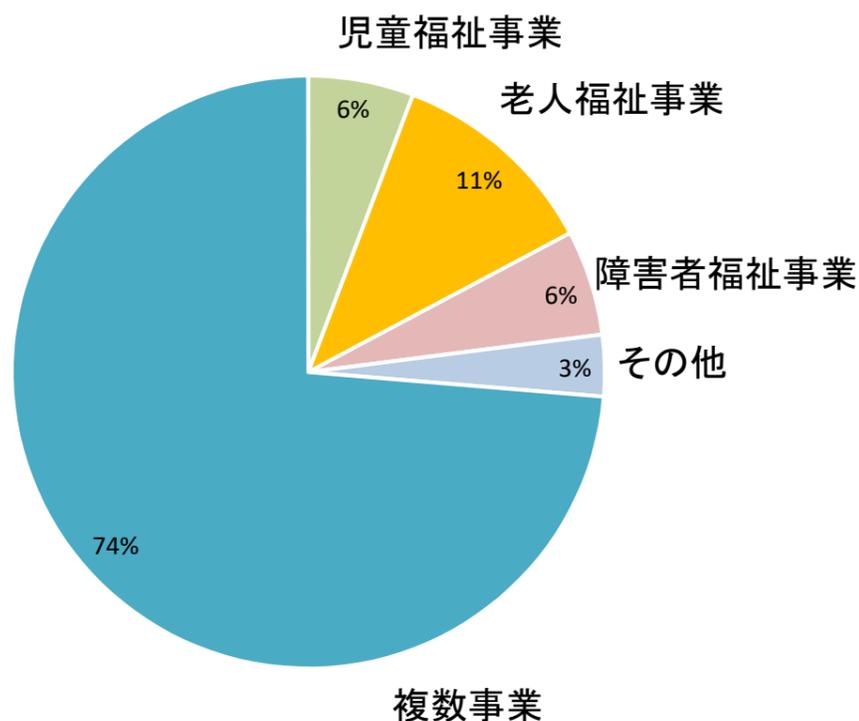
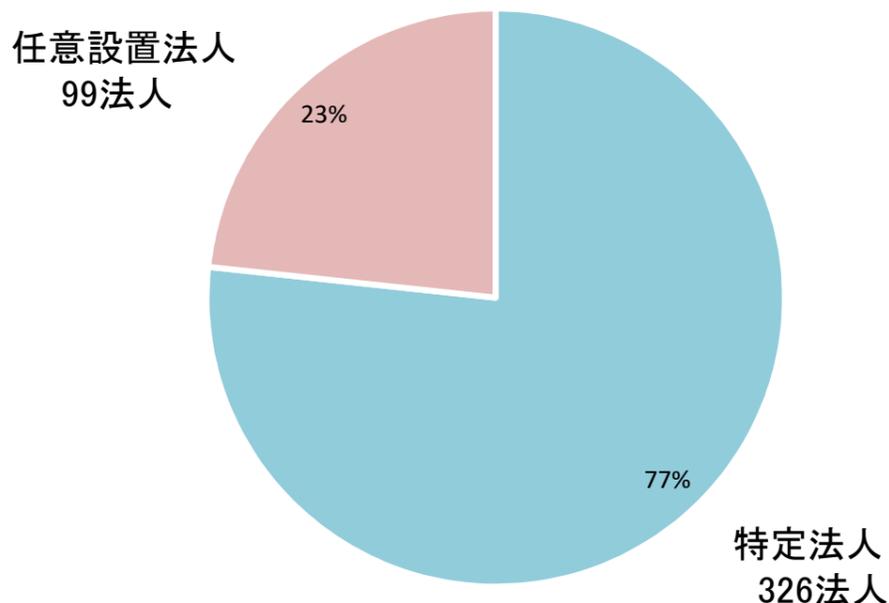
平成31年度においては、収益10億円又は負債20億円規模の法人を中心に、本事業を引き続き行うこととしているので、各自治体におかれては、ご了知の上、会計監査人の円滑な導入が図られるよう、本事業を積極的に活用していただきたい。

①会計監査人設置法人数割合

②会計監査法人の事業区分割合

425法人 / 20,798法人

※法人総数は平成29年度末現在（福祉行政報告例）



※特定法人とは、収益30億円を超える法人又は負債60億円を超える法人。
任意設置法人とは、特定法人以外の法人で定款上会計監査人を位置づけている法人。

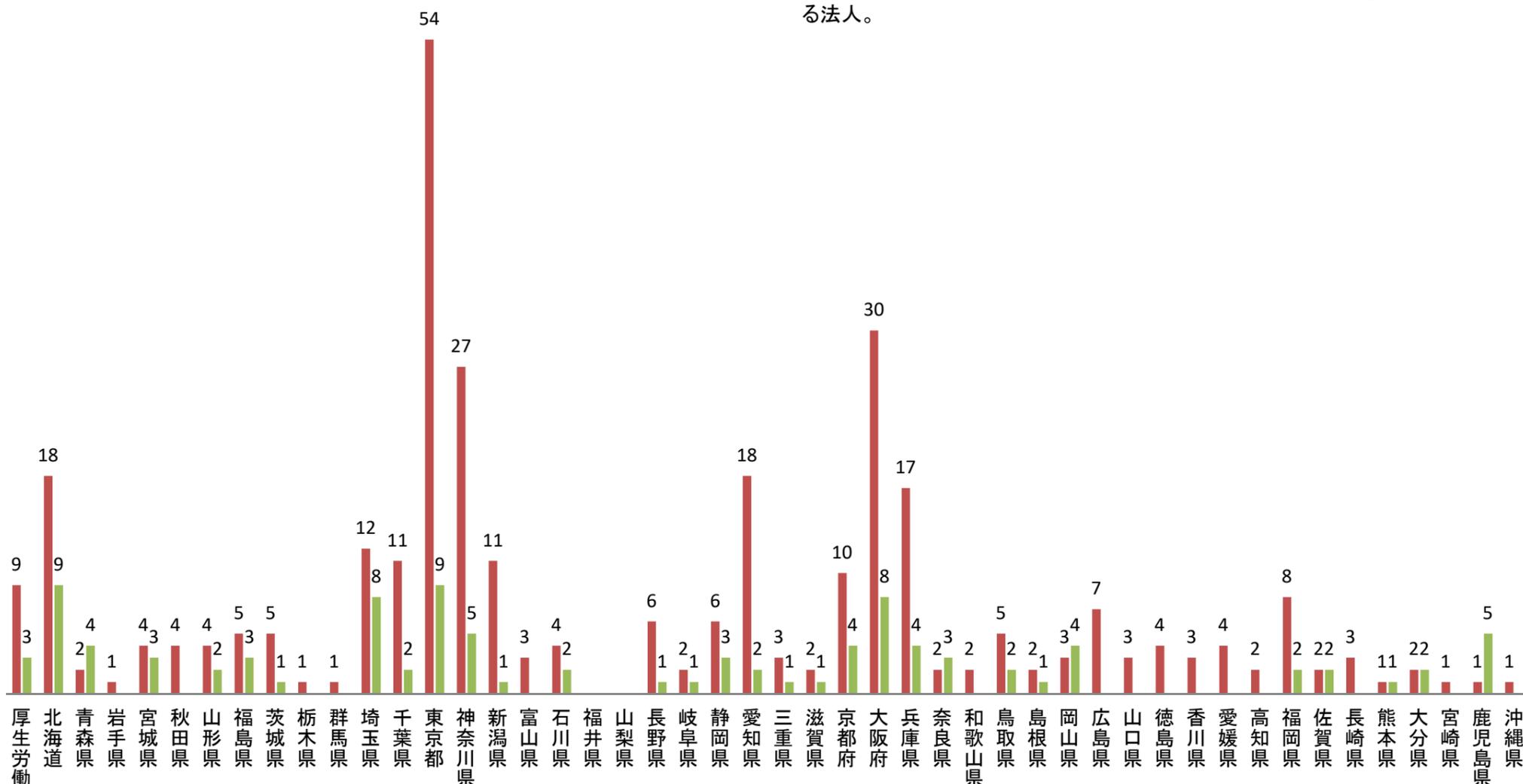
出典：厚生労働省福祉基盤課調べ

平成30年度（7月31日時点）会計監査人設置状況調査（2 / 2）

③都道府県別会計監査人設置数一覧

■ 特定法人 ■ 任意設置法人

※特定法人とは、収益30億円を超える法人又は負債60億円を超える法人。
任意設置法人とは、特定法人以外の法人で定款上会計監査人を位置づけている法人。



第5 福祉・介護人材確保対策等について（福祉人材確保対策室）

1 福祉・介護人材確保対策について

（1）福祉・介護人材確保対策の推進

① 介護人材確保の方向性（プレゼン資料13頁及び資料第5-1～第5-3参照）

2025年（平成37年）には、いわゆる団塊の世代全てが75歳以上となるなど、人口の高齢化は今後更に進展していくことが見込まれる。このような状況の中で、介護保険制度の持続可能性を維持し、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことを可能としていくため、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制である「地域包括ケアシステム」の構築を各地域の実情に応じて深化・推進していくことが必要であり、国民一人ひとりの方が、必要な介護サービスを安心して受けられるように、介護サービスを提供する人材の確保・育成は、喫緊の課題と考えている。

昨年5月にとりまとめた「第7期介護保険事業計画に基づく介護人材の必要数」は、市町村が推計した第7期介護保険事業計画の介護サービス見込み量等に基づき、都道府県が必要となる介護人材を推計したものを取りまとめたものであるが、これによると、必要な介護人材数については、2020年度末には約216万人、2025年度末には約245万人が必要と見込んでいる。すなわち、2016年度（平成28年度）の介護人材数190万人に加えて、2020年度末までに約26万人、2025年度末までに約55万人、年間約6万人の介護人材を確保する必要があると見込んでいる。

今回の推計結果によると、今後、年間約6万人の介護人材を確保することが必要となるが、景気が緩やかに回復していく中で、全産業の有効求人倍率がバブル期を超える高水準で推移しており、全産業的に人手不足感が強まっていることから、足下（平成30年11月時点）の介護関係職種の有効求人倍率が4.18倍となっているなど、介護人材は、深刻な人材不足の状況にあり、介護分野での人材確保が一段と厳しくなることが想定され、これまで以上に取組を強化していく必要がある。

介護人材確保の目指す姿については、平成27年2月の福祉人材確保専門委員会報

告書で介護人材の構造転換（「まんじゅう型」から「富士山型」へ）を示しており、労働人口が減少する中で、必要な介護人材を確保するには、介護福祉士を目指す学生を増やす取組とともに、多様な人材の参入促進や働きやすい環境の整備、人材育成の支援など総合的に取り組むことが必要である。

このため、平成 30 年度第二次補正予算（案）や平成 31 年度予算（案）において、新たな施策や既存施策の充実など、福祉・介護人材の確保をこれまで以上に推進するための必要な予算を計上しているところである。各都道府県におかれては、こうした施策を積極的に活用いただくとともに、引き続き、介護福祉士修学資金等貸付制度や地域医療介護総合確保基金などを活用することにより、あらゆる施策を総動員し、総合的・計画的に取り組んでいただきたい。

② 都道府県の役割

都道府県においては、雇用情勢を踏まえ、介護人材の需給状況や就業状況を把握するとともに介護人材に対する研修体制の整備、経営者や関係団体等のネットワークの構築など、広域的な視点に立って、市区町村単位では行うことが難しい人材確保の取組を進めていく役割がある。

また、第 7 期介護保険事業計画に基づく介護人材の必要数における各都道府県の需給状況を踏まえ、地域医療介護総合確保基金等を活用しつつ、事業ごとの実施状況を把握し、事後評価を行うことで施策を充実・改善していく PDCA サイクルの確立により、中長期的な視野をもって介護人材等の確保に向けた取組を定めることが重要である。

この点、「介護施策に関する行政評価・監視－高齢者を介護する家族介護者の負担軽減対策を中心として－結果に基づく勧告」（平成 30 年 6 月総務省）において、介護人材を着実に確保する観点から、介護保険事業支援計画において定められた介護人材の確保に係る目標の達成状況を毎年度点検し、未達成の場合はその原因等の分析の徹底を図るよう都道府県に助言することとされている。

こうしたことから、「介護保険事業（支援）計画の進捗管理について」（平成 30 年 7 月 30 日厚生労働省老健局介護保険計画課長通知）において、「介護保険事業（支援）計画の進捗管理の手引き」内で人材の確保に係る P D C A サイクルの取組例が示されており、具体的には、「取組と目標に対する自己評価シート」を掲載し、介護人材の確保に係る定量的な目標設定や当該目標の達成状況の点検・評価の実施の具体例が示されているので、各都道府県におかれては、同手引きを活用のうえ、進捗管理を適切に行われたい。

③ 介護福祉士修学資金等貸付制度について（資料第 5 - 4 参照）

ア 介護福祉士修学資金等貸付制度の着実な実施

介護福祉士修学資金等貸付制度については、平成 27 年度補正予算及び平成 28 年度補正予算において、

- ・ 介護職としての知識や経験を有する即戦力として期待される介護人材の呼び戻しを促進するため、離職した介護人材に対する再就職準備金（上限 20 万円（一部 40 万円）。介護職員として 2 年間勤務した場合、返還を免除）の貸付事業の創設及び拡充や、
 - ・ 介護職を目指す学生の増加を図るとともに、卒業後の介護現場への就労・定着を促進するため、介護福祉士修学資金の貸付原資の確保や新たな貸付メニュー（国家試験受験見込者への国家試験受験対策費用）の追加、
- などの制度の大幅な拡充を行い、各都道府県に財源を配分した。

また、昨年度においては、本事業に係る実施要綱の見直しや Q & A の発出を行うとともに、リーフレットを作成して関係団体に周知を図るなどより本事業の活用が促進されるよう取り組んだほか、平成 29 年度補正予算で貸付原資等の更なる財源の確保を図ったところ。

各都道府県においては、引き続き、実施主体である都道府県社会福祉協議会等と緊密に連携を図り、貸付計画の適切な進捗管理を行う等により迅速かつ着実に事業を実施し、介護人材の確保に積極的に取り組んでいただきたい。

イ 平成 30 年度第二次補正予算（案）における介護福祉士修学資金等の充実

介護人材の不足が指摘される中、昨年 5 月に公表された介護人材の必要数の推計では、2025 年度末までに 55 万人（年間 6 万人程度）の介護人材を追加で確保する必要があると同時に、新たな在留資格の創設に伴い介護分野で就業する外国人の増加も見込まれる。また、認知症や医療的ケアなど介護ニーズの複雑化、多様化、高度化が進む中、専門的知識・技能を有する介護福祉士の養成が重要となっており、平成 31 年 10 月には一定の介護福祉士に対する処遇改善も予定されていることから、今後、介護福祉士の資格取得を目指す者の増加が予想される。

このため、平成 30 年度第二次補正予算（案）において、本事業が今後とも安定的に運営できるよう、貸付原資等の充実（4.2 億円）を図る内容が盛り込まれた。

各都道府県におかれては、本補正予算（案）のほか既存の貸付原資を積極的に活用し、介護福祉士養成施設に入学する外国人留学生を含め、介護福祉士の資格取得を目指す者や介護職に再就職する者への支援に努められたい。

④ 地域医療介護総合確保基金を活用した都道府県の取組の推進

（資料第 5－5 及び第 5－6 参照）

ア 地域医療介護総合確保基金における新規メニューの創設について

平成 27 年度から、消費税財源を活用し、地域の実情に応じた総合的・計画的な介護人材確保対策を推進するため、各都道府県に設置した地域医療介護総合確保基金を活用した、介護人材の「参入促進」、「資質の向上」、「労働環境・処遇の改善」を図るための多様な取組を支援しているところであり、平成 31 年度予算（案）においては、予算額を 82 億円に拡充し、更に都道府県の多様な取組を支援することとしている。

平成 31 年度予算（案）においては、以下の事業を新たにメニューに位置付けることとしているので、積極的な活用をお願いしたい。

○ 介護の周辺業務等の体験支援（介護入門者ステップアップ育成支援事業）

介護に関する入門的研修の受講者（以下「介護入門者」という。）等に対する、身体介護以外の支援（清掃、配膳、見守り等。以下「周辺業務」という。）等に関する体験的職場研修（体験前の説明会やOJT研修を含む。）、身体介護と周辺業務の整理や介護入門者等への指導等に関する相談員の派遣等の実施のための経費に対して助成する。

○ 介護施設、介護事業所への出前研修の支援事業

研修実施主体が、介護施設や介護事業所に赴き実施する出前研修や、研修受講者が事業所近隣で集合して行う研修を実施するための経費に対し助成する。（他の事業で助成される経費を除く。）

イ 地域の関係主体の協議の場（プラットフォーム）の活用について

福祉・介護人材の確保に向けて、地域医療介護総合確保基金等を活用した事業を、より一層、実効性あるものとするためには、個々の事業・セクション・主体の連携を図り、それぞれの関係主体が方向感と目標を共有し、取組を進めることが重要である。

また、取組を進めるにあたっては、都道府県ごとに中期的な施策の方向性、定量的な目標を明確にすることにより、P D C Aサイクルを確立していただくことが重要である。目標設定に当たっての指標については、基本的な事項を全国統一的に設定し、各都道府県から目標の設定状況についてご報告いただいているところであるが、今後、平成30年度の目標の達成状況及び平成31年度の目標設定について報告をお願いする予定ですので、ご承知おき願いたい。

都道府県ごとの目標設定等に当たっては、地域の多様な関係主体との連携を図るため、都道府県ごとに地域医療介護総合確保基金等を活用して設置している協議の場（プラットフォーム）を積極的に活用いただき、都道府県労働局や介護労働安定センターなどの労働関係機関、教育委員会や学校などの教育関係機関に加え、地域の経済団体や企業等にも広く参加を求めていただき、地域が一丸となって、効果的・効率的に人材の確保に取り組んでいただくようお願いしたい。

ウ 介護に関する入門的研修の実施からマッチングまでの一体的支援事業の推進について

介護未経験者の介護分野への参入のきっかけを作るとともに、介護分野で働く際の不安を払拭するため、本年度より、介護に関する入門的研修を実施し、研修受講後のマッチングまでの一体的な支援に必要な経費に対して助成を行っているところであり、本事業への積極的な取組をお願いしたい。

また、介護に関する入門的研修については、教員の介護現場への理解の推進や介護に関する指導力の向上等のため活用されることが期待されるため、「介護に関する入門的研修に係る協力依頼について」（平成30年7月12日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室事務連絡）により、文部科学省初等中等教育局教育課程課及び児童生徒課産業教育振興室に対して、同研修の周知について協力依頼を行ったところである。学校教育における介護に関する教育については、学習指導要領に基づき、中学校技術・家庭科家庭分野、高等学校家庭科及び福祉科等において指導が行われているところであるが、平成29年3月31日に公示された新しい中学校学習指導要領及び平成30年3月30日に公示された新しい高等学校学習指導要領においても、介護に関する内容がそれぞれ充実されたことを踏まえ、都道府県におかれても、教育委員会等と十分連携のうえ、本研修の受講を推進していただくようお願いする。その際、基金の事業である「地域住民や学校の生徒に対する介護や介護の仕事の理解促進事業」を活用し、介護に関する入門的研修と組み合わせて実施することにより、介護への理解を深めていただくことも重要であり、事業実施に当たり参考にしていただきたい。

さらに、「介護に関する入門的研修についての協力依頼について」（平成30年8月29日厚生労働省社会・援護局長通知）により、一般社団法人日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会に対して、退職前セミナーの実施の際に従業員に対して介護に関する入門的研修の参加を呼びかける等、参加の事業者、団体に対する周知について、協力依頼を行ったところである。各都道府県におかれても、同通知の趣旨を踏まえ、地域の経済団体等に協力の働きかけを行うなど積極的に取り組まれない。

エ 人材育成等に取り組む事業所の認証評価制度実施事業の推進について

人材育成等に取り組む事業所の認証評価制度については、事業所自らが行っている人材育成や人材確保に向けた取組の「見える化」を図ることにより、働きやすい環境の整備を進め、業界全体のレベルアップとボトムアップを推進するとともに、介護職を志す者の参入や定着の促進に資するものと考えている。

地域医療介護総合確保基金では、事業所の認証評価制度の運営に要する経費として、評価基準の設計や評価事務、事業の周知などに係る費用を支援している。

当該事業に取り組む都道府県は徐々に増えてきてはいるものの、多くの都道府県では取り組まれていないことから、今後、全ての都道府県で認証評価制度の導入を進め、人材育成等に積極的な事業所の横展開を図るため、認証評価制度の普及に向けたガイドラインの策定を予定しているので、ご承知おき願いたい。

オ 地域医療介護総合確保基金を活用したキャリアアップ支援について

平成 29 年 10 月 4 日に社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会において取りまとめられた「介護人材に求められる機能の明確化とキャリアパスの実現に向けて」の中では、介護職のチームによるケアを推進し、ケアの質や介護福祉士の社会的評価の向上に向け、一定のキャリアを積んだ介護福祉士をチームリーダーとして育成する必要性について指摘されている。

公益社団法人日本介護福祉士会においては、昨年度、厚生労働省の補助事業として、「リーダー業務に従事し始めた介護福祉士を対象としたチームリーダー研修ガイドライン」を取りまとめたところである。また、今年度は、厚生労働省の社会福祉推進事業として、「介護人材の機能分化促進に向けたチームリーダーとなる介護福祉士の育成に係る研修ガイドライン」の策定に取り組んでいるところである。これらのガイドラインに基づく研修については、地域の介護施設等でリーダーを担う介護福祉士を育成し、チームの課題等を認識し、その解決に取り組む課題解決力の向上に有用であることから、地域医療介護総合確保基金の「多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修支援事業」を活用し、職能団体等とも協力しつつ取り組まれない。

さらに、介護福祉士の更なるキャリアアップの取組として、認定介護福祉士の育成が始まっている。認定介護福祉士の仕組みについては、資格取得後の展望を持てるようなステップアップの仕組みとして構想されたものである。このように、職能団体等が実施している様々な研修等の取組は、資格取得後のキャリアアップにつながることから、地域医療介護総合確保基金を積極的に活用し、職能団体等とも協力して取り組まれない。

⑤ 「介護職機能分化等推進事業」の活用について（資料第5－7参照）

生産年齢人口の減少が本格化していく中、限られた人材で、多様化、複雑化する介護ニーズに対応するためには、介護職員のキャリア、専門性に応じた機能分化や多様な人材によるチームケアの実践等が必要であり、平成31年度予算（案）においては、介護職員のキャリア・専門性に応じた機能分化や介護助手等多様な人材によるチームケアの実践等を通じて、介護人材の参入環境の整備を推進する「介護職機能分化等推進事業」を新設している。本事業の実施主体は、都道府県、指定都市、中核市、都道府県等が認めた団体（以下、本項において「都道府県等」という。）であり、

- ・ 地域の特性を踏まえ介護助手等多様な人材を呼び込み、OJT 研修等により育成する取組
- ・ 介護職員のキャリア、専門性に応じた機能分化による多様な人材によるチームケアの実践（介護福祉士等専門性の高い人材が能力を最大限発揮する仕組の構築、利用者の満足度の維持・向上、多職種連携、その他必要な環境整備）
- ・ 一連の実践を踏まえた効果の検証、更なる改善点の検討

を行い、都道府県等において分析を行い国へ報告していただくものである。国においては、事業による成果を評価・整理し、全国にわかりやすく周知を図ることとしている。各都道府県、指定都市、中核市におかれては、本事業の積極的な活用を検討されたい。

⑥ 国による福祉・介護人材の確保に向けた取組（資料第5－8参照）

全産業的に人手不足感が強まっている中で、介護分野での人材確保はより厳しくなることが考えられることから、国においても、都道府県が主体となって実施している介護人材確保対策の後押しを図るため、介護の仕事の魅力発信のための取組として、平成30年度より、福祉・介護の体験型イベントや施策情報などの情報発信のためのプラットフォームの構築に取り組んでいるところであり、平成31年度予算（案）においては、これらに加えて、①若年層、②子育てが一段落した層、③アクティブシニア層に対して、それぞれ個別のアプローチにより、介護のイメージ転換を図るとともに、介護事業所の事業主に対しても、ワークライフバランスの重要性をはじめ、介護事業所の認証評価制度の普及など、介護業界の意識改革を図ることとしている。

（2）離職した介護福祉士等の都道府県福祉人材センターに対する届出について

平成28年3月31日に成立した「社会福祉法等の一部を改正する法律」において、平成29年4月から、離職した介護福祉士には、住所、氏名等を都道府県福祉人材センターに届け出るよう努力義務が課せられたところである。また、社会福祉事業等の経営者には、当該届出が適切に行われるよう、必要な支援を行うよう努力義務が課せられている。

当該届出制度については、離職した介護福祉士の再就業を促進するため、その所在等を明らかにし、効果的な支援を行う観点から、離職した介護福祉士について、都道府県福祉人材センターに対し、氏名・住所等を届け出ることを努力義務としたものであり、円滑な届出の実施や離職した介護福祉士に対するニーズに沿ったプッシュ型での情報提供を行うための届出システムを構築したところである。

当該届出システムにおいては、法律で届出が努力義務とされている介護福祉士だけでなく、介護職員初任者研修や介護実務者研修等の研修修了者であっても届出を受け付けられるようになっており、各都道府県においては、当該届出について、管内の関係団体や社会福祉事業等を実施する事業者等への周知徹底をお願いしたい。

(3) 被災地における福祉・介護人材の確保（資料第5－9参照）

福島県相双地域等（※）は、平成23年3月の東日本大震災による甚大な被害や東京電力福島第一原子力発電所事故により、福祉・介護人材を含む多くの住民が避難を余儀なくされており、それを背景とした深刻な福祉・介護人材不足が続いている状況である。

※ 相双地域（相馬市、南相馬市、新地町、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楡葉町、飯館村、葛尾村、川内村）並びにいわき市及び田村市

このため、平成26年度予算において、広域的な人材確保を図るため「被災地における福祉・介護人材確保事業」を創設し、福島県外から相双地域等の福祉・介護に従事しようとする者に対する奨学金の貸与（一定期間従事した場合に返還免除）や住まいの確保を支援してきたところ。

しかしながら、相双地域等における介護分野の有効求人倍率は、震災前の有効求人倍率を大きく上回っている状況が続いており、避難指示解除準備区域等の解除が順次行われてきたところであり、住民の帰還を進めていく上で、介護サービスの提供体制を整える必要がある。

このため、平成31年度予算（案）においては、平成30年度予算において拡充を図った相双地域等の介護施設等への就労希望者に対する就職準備金の貸付上限額の引き上げ（30万円→50万円）や、全国の介護施設等からの応援職員に対する支援などについて、引き続き実施できるよう東日本大震災復興特別会計に2.0億円を計上している。

本事業をより多くの方にご活用いただくためには、福島県外の方に本事業を積極的に広報し、多くの方に知っていただくことが重要であることから、各都道府県におかれては、当該事業について管内市町村や関係団体等に幅広く周知いただくなど、取組へのご協力を引き続きお願いしたい。

(4) その他の福祉・介護人材確保の推進

① 「介護の日」について

厚生労働省では、介護についての理解と認識を深め、介護サービス利用者やその家族、介護従事者等を支援するとともに、これらの人たちを取り巻く地域社会における支え合いや交流を促進することを目的として、平成20年7月に、毎年11月11日を「介護の日」と定め、介護に関する啓発を重点的に実施している。

また、「介護の日」に関連して行われる様々な活動との連携を通じて、福祉・介護サービスに対する一層の周知啓発を図るため、「介護の日」の前後二週間（11月4日から11月17日まで）を「福祉人材確保重点実施期間」としている。

各都道府県におかれては、来年度以降も、管内の市町村や関係団体等との緊密な連携を通じて、政策効果の高いものとなるよう配慮しつつ、様々な啓発活動を行っていただくよう、ご協力願いたい。

② 日本社会事業大学における福祉・介護人材の養成

日本社会事業大学は、厚生労働省から委託を受けて、指導的福祉人材の養成を行っている福祉の単科大学であり、現在、社会福祉学部（2学科）、大学院（博士前期・後期課程）、専門職大学院（福祉マネジメント研究科）及び社会福祉主事養成課程等の通信教育科を設置している。

ア 専門職大学院について

日本社会事業大学専門職大学院は、社会人を対象に、幅広い視野及び専門知識・技術を持った高度な福祉専門職業人の養成を目的とした我が国で唯一の福祉の専門職大学院である。

同大学院では、複雑化・多様化する自治体の福祉行政の中核を担う人材を養成するため、平成26年度より「地方公共団体推薦入学試験」を設置しているため、各都道府県等におかれては、職員の派遣について積極的に検討願いたい。

○専門職大学院 福祉マネジメント研究科

平成 31 年度入学試験は、以下のとおり実施することとしている。その詳細については、日本社会事業大学にお問い合わせ願いたい。(Tel 042-496-3000)

(1) 地方公共団体推薦入学試験

入学試験日	出願期間
平成 31 年 3 月 2 日 (土)	平成 31 年 1 月 15 日 (火) ~ 2 月 13 日 (水)
平成 31 年 3 月 17 日 (日)	平成 31 年 2 月 26 日 (火) ~ 3 月 8 日 (金)

(2) 一般、推薦、有資格者、指定法人推薦入学試験

入学試験日	出願期間
平成 31 年 3 月 2 日 (土)	平成 31 年 1 月 15 日 (火) ~ 2 月 13 日 (水)

イ 社会福祉事業従事者に対する各種講座の開催

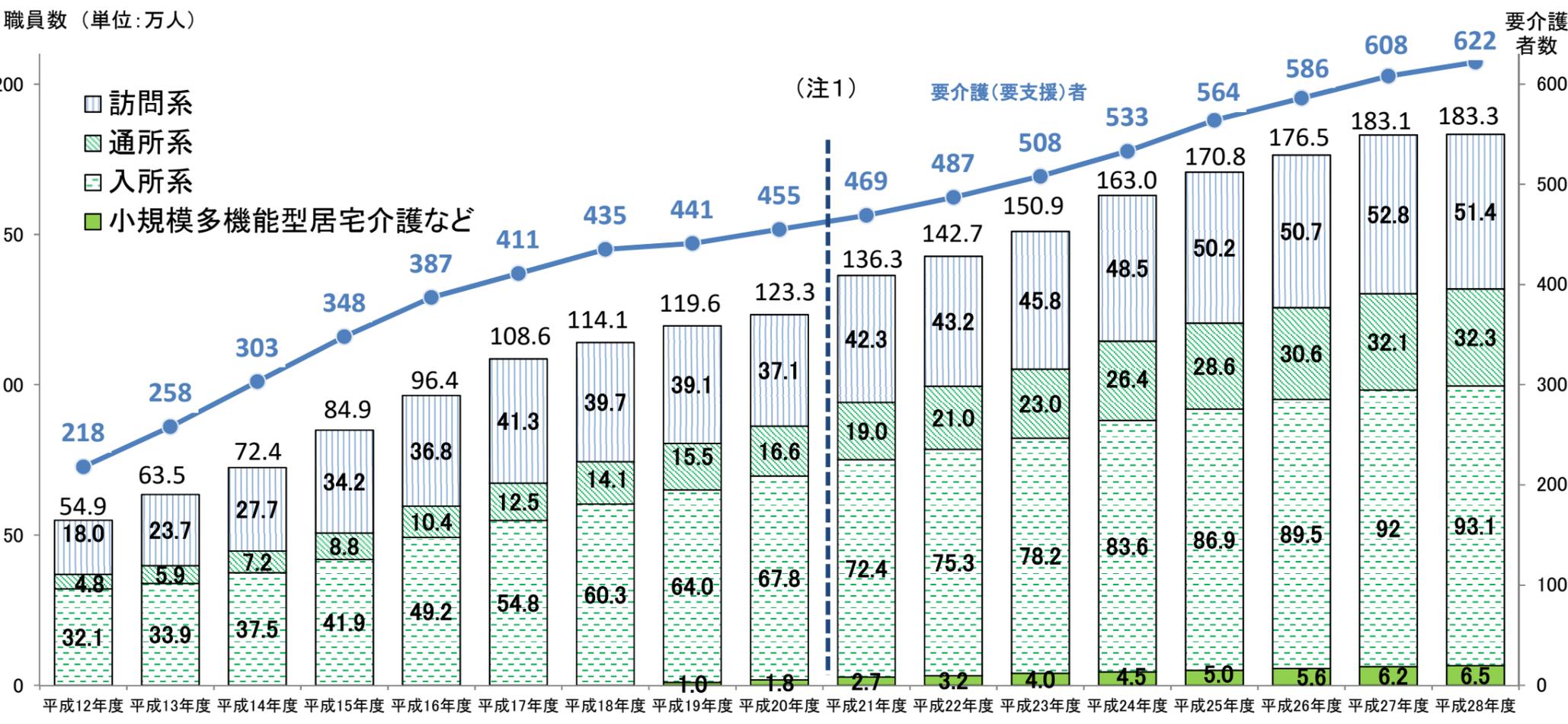
日本社会事業大学では、清瀬キャンパス（東京都清瀬市）及び文京キャンパス（東京都文京区）において、福祉・介護分野等の職員の資質向上を図るための「スキルアップ講座」を実施している。各都道府県等におかれては、職員の派遣方についてお願いするとともに、管内の市町村及び関係団体等への呼びかけをお願いしたい。

(詳細については、日本社会事業大学ホームページ「リカレント講座」※を参照。)

※ URL : <http://www.jcsw.ac.jp/faculty/s-daigakuin/recurrent/index.html>

介護職員数の推移

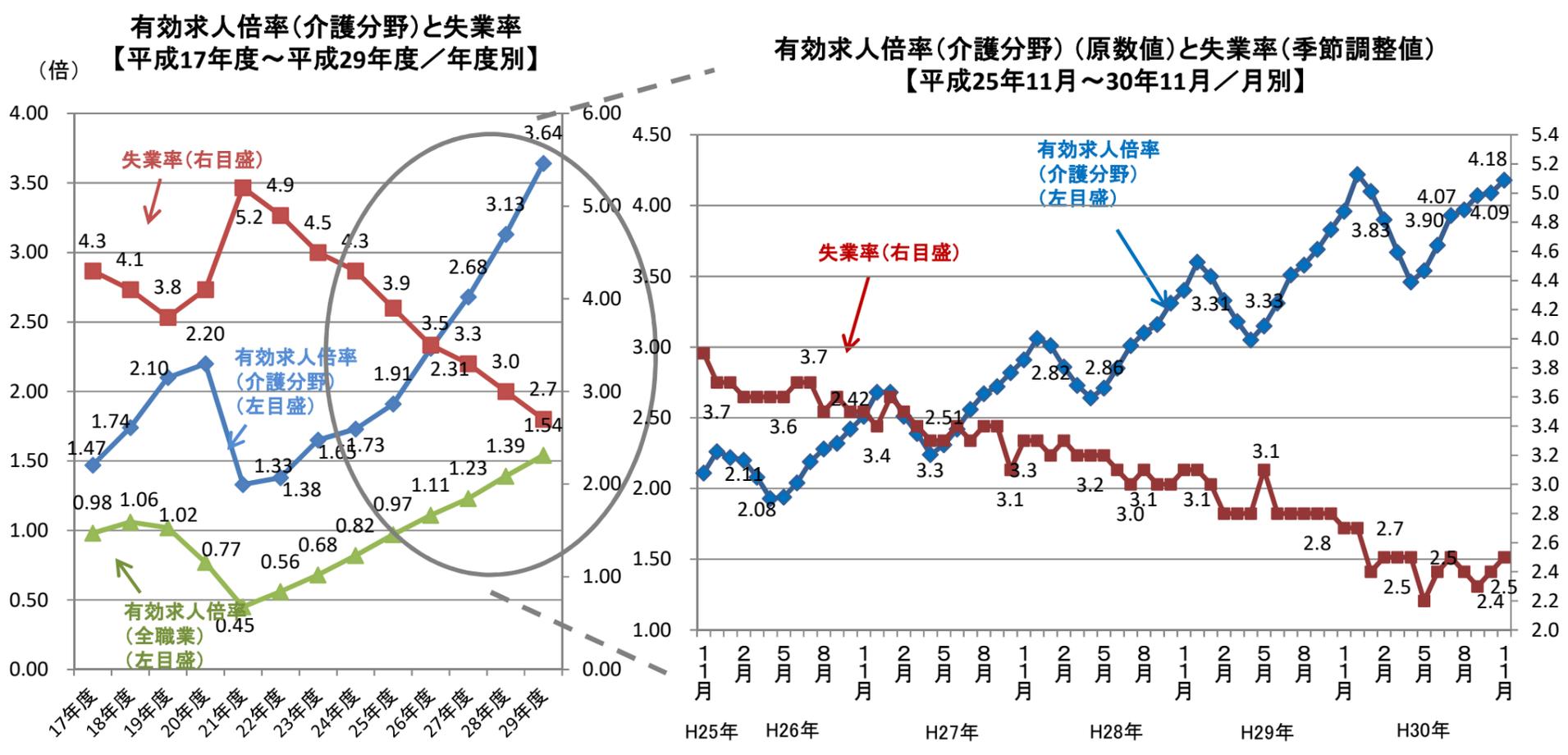
○ 本表における介護職員数は、介護保険給付の対象となる介護サービス事業所、介護保険施設に従事する職員数。



注1) 平成21年度以降は、調査方法の変更による回収率変動等の影響を受けていることから、厚生労働省(社会・援護局)にて推計したもの。
 (平成20年まではほぼ100%の回収率 → (例)平成28年の回収率: 訪問介護90.8%、通所介護86.8%、介護老人福祉施設92.2%)
 ・補正の考え方: 入所系(短期入所生活介護を除く)・通所介護は①施設数に着目した割り戻し、それ以外は②利用者数に着目した割り戻しにより行った。
 注2) 各年の「介護サービス施設・事業所調査」の数値の合計から算出しているため、年ごとに、調査対象サービスの範囲に相違があり、以下のサービスの介護職員については、含まれていない。
 (特定施設入居者生活介護: 平成12~15年、地域密着型介護老人福祉施設: 平成18年、通所リハビリテーションの介護職員数は全ての年に含めていない)
 注3) 介護職員数は、常勤、非常勤を含めた実人員数である。(各年度の10月1日現在)
 注4) 平成27年度以降の介護職員数には、介護予防・日常生活支援総合事業に従事する介護職員数は含まれていない。
 【出典】厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」(介護職員数)、「介護保険事業状況報告」(要介護(要支援)認定者数)

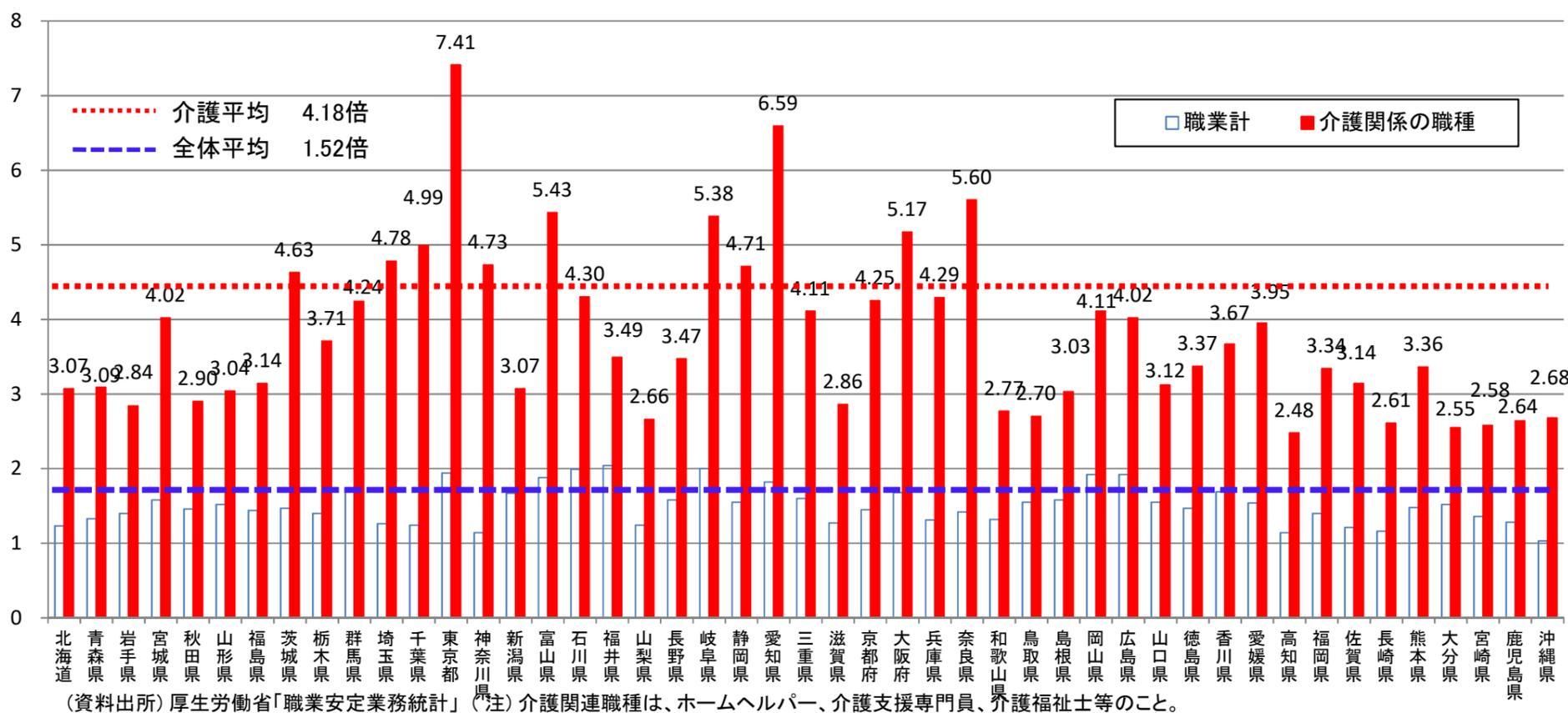
介護分野における人材確保の状況と労働市場の動向 ~有効求人倍率と失業率の動向~

○ 介護分野の有効求人倍率は、依然として高い水準にあり、全産業より高い水準で推移している。



注) 平成22年度の失業率は東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県及び福島県において調査の実施が困難な状況となっており、当該3県を除く結果となっている。
 【出典】厚生労働省「職業安定業務統計」、総務省「労働力調査」
 (※1) 全職業の数値は「パートタイムを含む一般」の原数値であり、常用のほか、臨時・季節も含んだ全数である。介護分野の有効求人倍率はパートタイムを含む常用の原数値。月別の失業率は季節調整値。
 (※2) 常用とは、雇用契約において、雇用期間の定めがない、又は4か月以上の雇用期間が定められているものをいう。

○ 介護分野の有効求人倍率は、地域ごとに大きな差異があり、地域によって高齢化の状況等も異なる。



75歳以上人口は、都市部では急速に増加し、もともと高齢者人口の多い地方でも緩やかに増加する。各地域の高齢化の状況は異なるため、各地域の特性に応じた対応が必要。

※都道府県名欄の()内の数字は倍率の順位

	埼玉県(1)	千葉県(2)	神奈川県(3)	愛知県(4)	大阪府(5)	～	東京都(11)	～	鹿児島県(45)	秋田県(46)	山形県(47)	全国
2015年 <>は割合	77.3万人 <10.6%>	70.7万人 <11.4%>	99.3万人 <10.9%>	80.8万人 <10.8%>	105.0万人 <11.9%>		146.9万人 <10.9%>		26.5万人 <16.1%>	18.9万人 <18.4%>	19.0万人 <16.9%>	1632.2万人 <12.8%>
2025年 <>は割合 ()は倍率	120.9万人 <16.8%> (1.56倍)	107.2万人 <17.5%> (1.52倍)	146.7万人 <16.2%> (1.48倍)	116.9万人 <15.7%> (1.45倍)	150.7万人 <17.7%> (1.44倍)		194.6万人 <14.1%> (1.33倍)		29.5万人 <19.5%> (1.11倍)	20.9万人 <23.6%> (1.11倍)	21.0万人 <20.6%> (1.10倍)	2180.0万人 <17.8%> (1.34倍)

国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年3月推計)」より作成

介護福祉士修学資金等貸付事業の貸付原資等の確保

30年度第2次補正予算額 4.2億円

- 介護人材の不足が指摘される中、直近の介護人材の必要数の推計では、2025年度末までに55万人（年間6万人程度）の介護人材を追加で確保する必要があるとともに、新たな在留資格の創設に伴い介護分野で就業する外国人の増加も見込まれる。また、認知症や医療的ケアなど介護ニーズの複雑化、多様化、高度化が進む中、専門的知識・技能を有する介護福祉士の養成が重要となっており、平成31年10月には一定の介護福祉士に対する処遇改善も予定されていることから、今後、介護福祉士の資格取得を目指す者の増加が予想される。
- こうしたことから、喫緊の課題である国内の介護福祉士を含めた介護人材の確保の取組を加速化すべく、養成施設での学費等の貸付（一定条件により返済免除）を行う介護福祉士修学資金等貸付事業について、今後も安定的に運営できるよう貸付原資等の充実を図る。

事業実施スキーム(例:介護福祉士修学資金)

養成施設入学者への修学資金貸付

【介護福祉士養成施設修学者】

○ 貸付額(上限)

- ア 学 費 5万円(月額)
- イ 入学準備金 20万円(初回に限る)
- ウ 就職準備金 20万円(最終回に限る)
- エ 国家試験受験対策費用 4万円(年額) 等

【実施主体】
都道府県又は都道府県が適当と認める団体
【補助率】 定額補助(国9/10相当)



介護福祉士養成施設の学生

【福祉・介護の仕事】

借り受けた修学資金等の返済を全額免除。



5年間、介護の仕事に継続して従事

(貸付実施後、一定期間内に福祉・介護の仕事に就職)

(途中で他産業に転職、自己都合退職等)

【他産業の仕事又は未就労】

(他産業に就職又は未就労)

借り受けた修学資金を実施主体に返済。

○ 地域の実情に応じた介護従事者の確保対策を支援するため、都道府県計画を踏まえて実施される「参入促進」「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」に資する事業を支援。

参入促進

- 地域住民や学校の生徒に対する介護や介護の仕事の理解促進
- 若者・女性・高齢者など多様な世代を対象とした介護の職場体験
- 高齢者など地域の住民による生活支援の担い手の養成
- 介護未経験者に対する研修支援
- 過疎地域等の人材確保が困難な地域における合同就職説明会の実施
- ボランティアセンターとシルバー人材センター等の連携強化
- 介護事業所におけるインターンシップ等の導入促進
- 介護に関する入門的研修の実施からマッチングまでの一体的支援、**介護の周辺業務等の体験支援(新規)**
- 介護福祉士国家資格の取得を目指す外国人留学生の受入環境整備

資質の向上

- 介護人材キャリアアップ研修支援
 - ・ 経験年数3～5年程度の中堅職員に対する研修
 - ・ 喀痰吸引等研修
 - ・ 介護キャリア段位におけるアセッサー講習受講
 - ・ 介護支援専門員に対する研修
- 各種研修に係る代替要員の確保、**出前研修の実施(新規)**
- 潜在介護福祉士の再就業促進
 - ・ 知識や技術を再確認するための研修の実施
 - ・ 離職した介護福祉士の所在等の把握
- 認知症ケアに携わる人材育成のための研修
- 地域包括ケアシステム構築に資する人材育成
 - ・ 生活支援コーディネーターの養成のための研修
- 認知症高齢者等の権利擁護のための人材育成

労働環境・処遇の改善

- 新人介護職員に対するエルダー・メンター(新人指導担当者)制度等導入のための研修
- 管理者等に対する雇用改善方策の普及
 - ・ 管理者に対する雇用管理改善のための労働関係法規、休暇・休職制度等の理解のための説明会の開催
 - ・ 介護従事者の負担軽減に資する介護ロボットの導入支援
 - ・ 新人教育やキャリアパスなど雇用管理体制の改善に取り組む事業所のコンテスト・表彰を実施
- 介護従事者の子育て支援のための施設内保育施設運営等の支援
- 子育て支援のための代替職員のマッチング
- **介護事業所に対するICTの導入支援(新規)**
- **人材不足に関連した課題等が急務となっている介護事業所に対する業務改善支援(新規)**

- 関係機関・団体との連携・協働の推進を図るための、都道府県単位での協議会の設置
- 介護人材育成等に取り組む事業所に対する都道府県の認証評価制度の運営支援

新 介護入門者ステップアップ支援事業・現任職員キャリアアップ支援事業
(地域医療総合確保基金の事業メニューの追加)

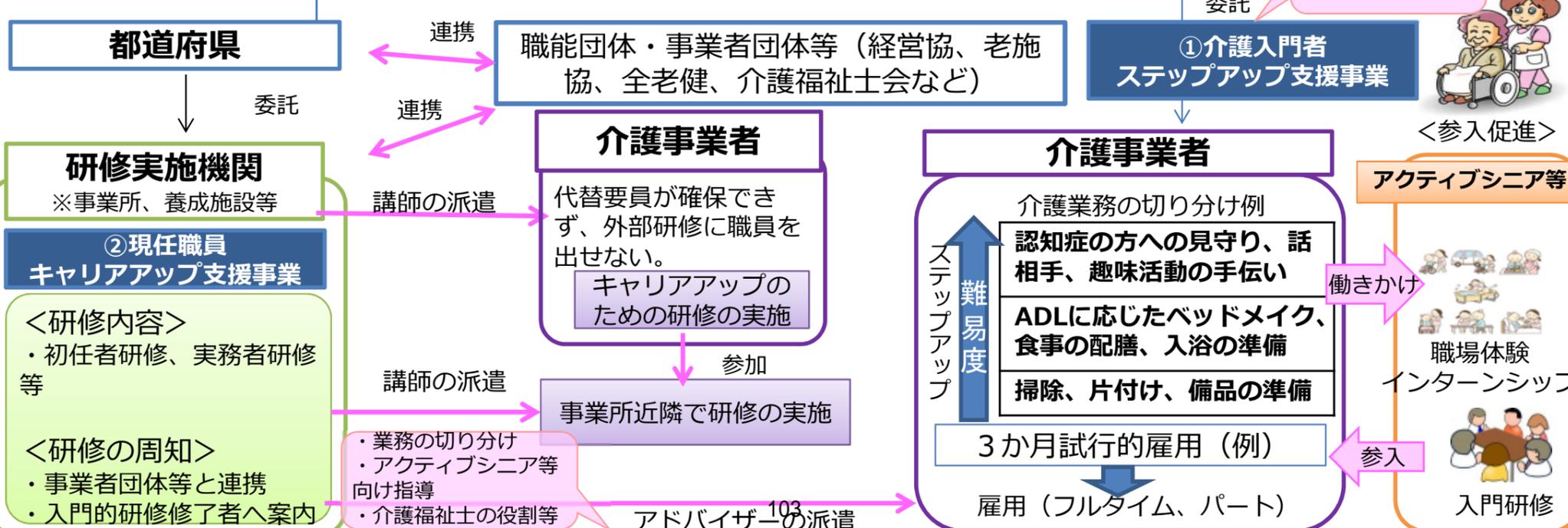
① 介護入門者ステップアップ育成支援事業

- 介護人材に求められる機能の明確化やキャリアパスの実現のため、介護職がキャリアに応じて利用者に対するケアや業務に専念できるよう、介護職の役割を明確にし、利用者に直接関わらない業務を多様な人材が担っていけるような取組の推進が求められている。(「介護人材に求められる機能の明確化とキャリアパスの実現に向けて」平成29年10月4日社会保障審議会福祉部会福祉人材専門委員会報告書)
- 平成30年度より、介護に関心を示すアクティブシニア等に対して入門的研修等を創設しており、同研修の受講者等に対して、試行的に介護の周辺業務等を体験(概ね3か月)してもらうことにより、①アクティブシニア等多様な人材の参入促進、②介護職の機能分化・段階的なキャリアパスの実現、③多様な働き方の実現を推進する。

② 現任職員キャリアアップ支援事業

- 代替要員の確保が困難なため、外部研修等への参加が困難な場合が多いことを踏まえ、出前研修を実施することにより、資質の向上の支援を図る。

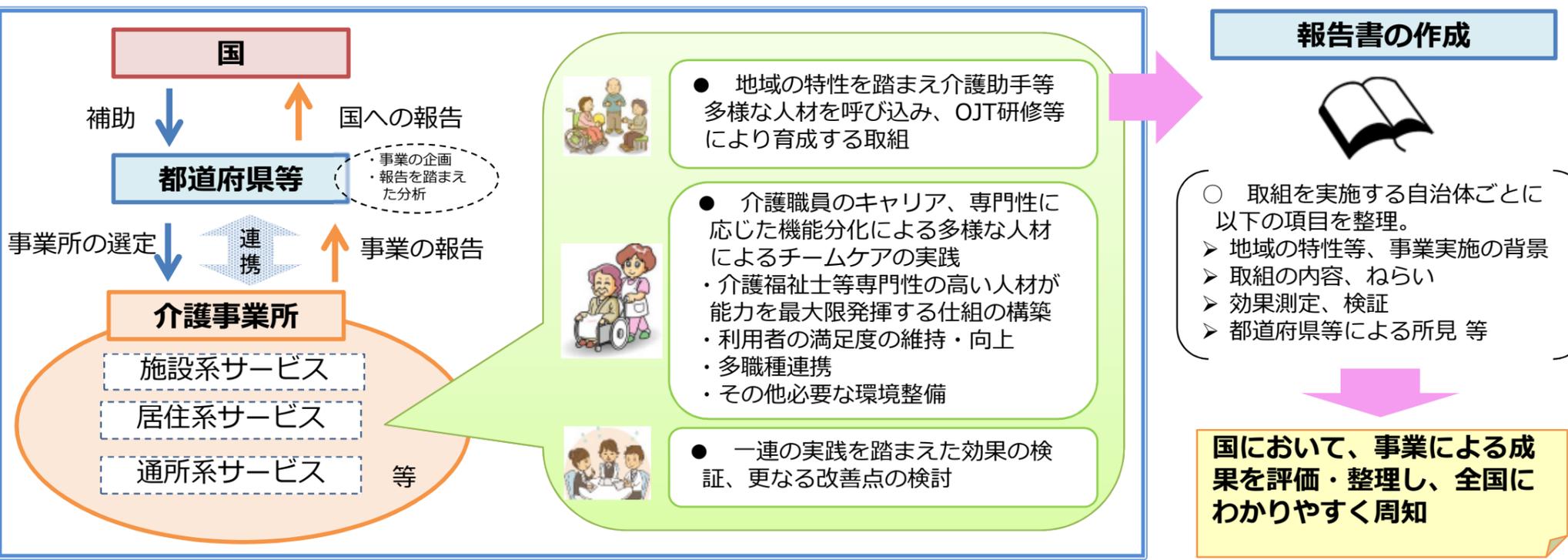
< 事業イメージ >



新 介護職機能分化等推進事業

- 生産年齢人口の減少が本格化していく中、限られた人材で、多様化、複雑化する介護ニーズに対応するためには、介護職員のキャリア・専門性に応じた機能分化や多様な人材によるチームケアの実践等が必要。
- 介護人材の参入環境の整備、定着促進等を図るため、介護助手等多様な人材の参入を促し、機能分化による介護の提供体制や、地域の事業者間・多職種連携による介護業務効率化等について、先駆的に実施される取組を支援し、その成果の全国展開を図る。

【事業イメージ】



【実施主体】 都道府県、指定都市、中核市、都道府県等が認めた団体

【補助率】 定額補助

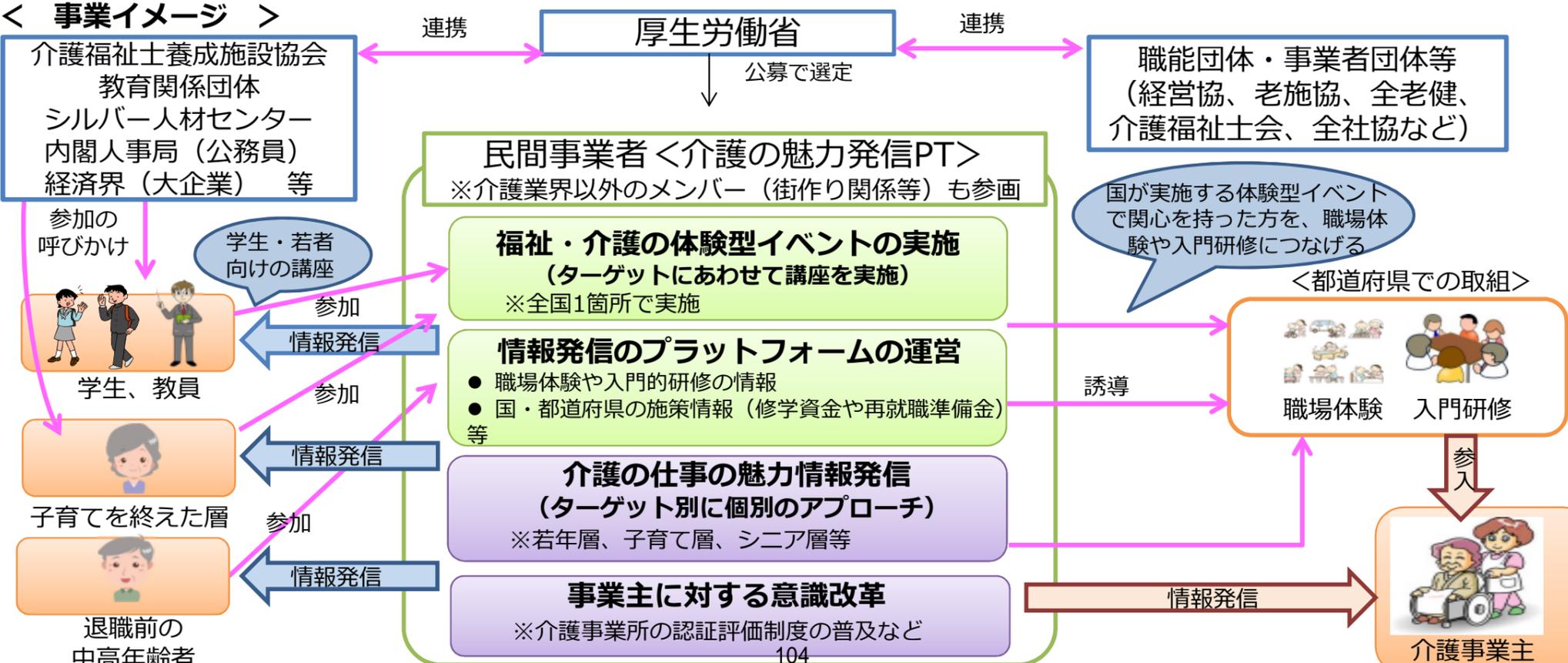
【平成31年度予算額（案）】 目) 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 **591,420千円**

「介護のしごとと魅力発信等事業」の推進

【平成31年度予算額(案)】684,274千円

- 平成30年度に実施した介護の仕事の魅力発信のための福祉・介護型イベントの実施に加えて、①若年層、②子育てを終えた層、③アクティブシニア層に対して、それぞれ個別のアプローチにより、介護のイメージ転換を図る。
(ターゲット別アプローチの例)
 - ・若年層：新卒者向け就職フェアなどで、介護の専門性や魅力、働き方の多様性「残業が少ない」等
 - ・子育てを終えた層：介護の専門性や魅力、働き方の柔軟性「親の介護に役立つ」等
 - ・アクティブシニア層：経済界等と連携し、退職前の中高年に対して、介護の専門性や魅力、社会的重要性「介護される側からする側へ」等
- 併せて、事業主に対しても、例えばワークライフバランスの重要性をはじめ、介護事業所の認証評価制度の普及など、介護業界内の意識改革を図る。

＜事業イメージ＞



東日本大震災により特に甚大な被害を受け、福祉・介護人材の確保が著しく困難になっている福島県相双地域等で従事する介護人材を広域的に確保するため、当該地域の介護施設等への就労希望者に対する研修受講費や就職準備金(赴任するための交通費や引っ越し費用等)の貸与等の支援を行っている。

< 事業スキーム >

実施主体: 福島県が適当と認める団体

研修受講費等の貸与

【貸付対象者】

- ①相双地域等の介護施設等で就労を希望する福島県外の者
- ②避難解除区域の介護施設等で就労を希望する県内から避難解除区域への帰還者

【貸付内容】

- (1) 学費(研修受講費) 15万円を上限(実費の範囲内)
※2年間従事した場合は全額返済免除
- (2) 就職準備金 ・30万円+①+② (1年間従事した場合全額返済免除)
・50万円+①+② (2年間従事した場合全額返済免除)

①世帯赴任加算

- ・ 家族と赴任する場合… 12.5万円+(世帯員数-1)×5万円
- ・ 単身赴任の場合 … 20万円

②自動車輸送費用等加算(新規購入の場合は登録手続代行費用)

- ・ 20万円を上限(実費の範囲内)

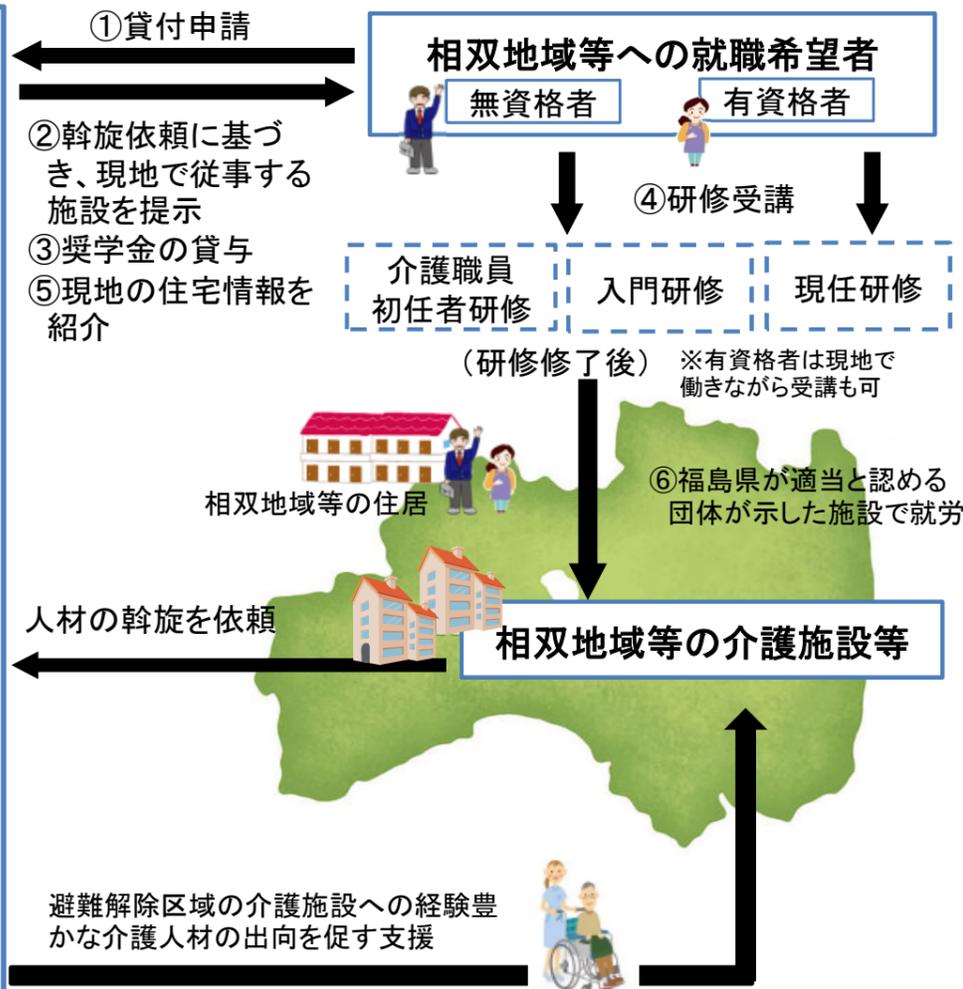
住まいの確保支援

現地の住宅情報の提供 等

事業の広報

出向者に対する支援

避難解除区域の介護施設への応援出向者に対する地域・実務経験等に
応じた給与差、指導手当、赴任や通勤に係る経費などの支援



2 外国人介護人材の受入れについて

(1) EPA（経済連携協定）に基づく外国人介護福祉士候補者の受入れについて

ア EPA 介護福祉士候補者に対する学習支援（資料第 5-10～第 5-12 参照）

インドネシア、フィリピン、ベトナムの 3 カ国から、これまで 4,302 人の介護福祉士候補者（以下「EPA 介護福祉士候補者」という。）を受け入れ、756 名が資格を取得している。（平成 30 年 10 月 1 日現在）

これら EPA 介護福祉士候補者は、各地の介護施設等において就労しながら、国家試験合格を目指しており、意欲と能力のある者が、一人でも多く介護福祉士国家試験に合格できるよう、次に掲げる様々な支援を行っている。

(i) 外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業

受入れ施設が行う EPA 介護福祉士候補者の日本語学習や介護分野の専門学習、学習環境の整備のための経費について補助を行う（定額：候補者 1 人当たり年間 23.5 万円以内）

また、受入れ施設の研修担当者の活動に対する経費について補助を行う（定額：1 受入れ施設当たり 8 万円以内）

更に、平成 28 年度介護福祉士国家試験から、試験科目に医療的ケアが定められたことを踏まえ、EPA 介護福祉士候補者の医療的ケアの学習に係る経費について補助を行う（定額：候補者 1 人当たり年間 9.5 万円以内）

(ii) 外国人介護福祉士候補者学習支援事業

受入れ施設における継続的な学習を支援するため、日本語や介護分野の専門知識・技術等を学ぶ集合研修、入国 2 年目以降の EPA 介護福祉士候補者に対する通信添削指導や、介護福祉士国家試験に合格できずに帰国した者に対する模擬試験の実施等の再チャレンジ支援を行っている。

なお、本事業については、厚生労働省の委託事業として実施しており、実施主体については、公募の手続きを行い選定することとしている。

イ 平成 31 年度の受入れスケジュール

平成 31 年度入国においては、インドネシア、フィリピン、ベトナム、それぞれ最大 300 人の受入れ枠（※）となっており、受入れ調整機関である（公社）国際厚生事業団において、受入れ施設の募集及び受入れ施設と EPA 介護福祉士候補者とのマッチング等を行った。

※ ただし、「経済財政運営と改革の基本方針 2018」（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）を踏まえて、介護については、受入れ最大人数である 300 名に達し、かつ訪日前後日本語研修免除となる者がいる場合には、円滑かつ適正な受入れを行える体制を考慮しつつ、これを受入れ最大人数を上回って受け入れるとされたところ。

今後、EPA 介護福祉士候補者は、母国での日本語研修を経て、平成 31 年 6 月頃入国し、訪日後日本語研修を受講する予定である。

（2）在留資格「介護」による受入れについて（資料第 5－13 及び第 5－14 参照）

介護福祉士の国家資格を取得した留学生の在留資格「介護」を創設する「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案」が平成 28 年 11 月 18 日に成立し、同月 28 日に公布され、平成 29 年 9 月 1 日から施行された。

円滑に留学生を受け入れられるよう、平成 29 年度補正予算において介護福祉士修学資金の充実を図ったところであり、平成 30 年度補正予算案においても当該事業の貸付原資等の充実を図っている。このほか、平成 30 年度予算において、介護福祉士を目指す留学生等の日常生活に関する相談支援等の体制整備事業を実施しており、昨年 9 月に留学生等を対象にした相談支援センターを開設したところである。平成 31 年度予算案においても留学生を含めた相談支援を実施するための「外国人介護人材相談支援事業」を盛り込んでいる。

加えて、「新しい経済対策パッケージ」（平成 29 年 12 月 8 日閣議決定）では、「介護分野における技能実習や留学中の資格外活動による 3 年以上の実務経験に加え、実務者研修を受講し、介護福祉士の国家試験に合格した外国人に在留資格を認めること」とされており、現在、法務省において法務省令の改正に向けた準備を進めているところである。法務省令の改正内容については追って周知することとする。

(3) 技能実習制度（介護職種）による受入れについて（資料第5-15～第5-18参照）

平成29年11月1日に技能実習制度に介護職種が追加されたところであるが、平成30年11月30日現在、介護職種における技能実習計画の申請件数は1,233件、認定件数は637件となっている。

また、技能実習生の技能の修得等が円滑に行われるよう、これまで実習実施者における標準的な日本語学習プログラム、介護の日本語テキスト、自己学習のためのWEBコンテンツの開発等を行い、技能実習生の介護の日本語学習環境の整備を行っている。平成31年度予算案において、技能実習生を含めた介護の日本語学習環境の整備を推進するため「介護の日本語学習支援等事業」を盛り込んでいる。

なお、「経済財政運営と改革の基本方針2018」（平成30年6月15日閣議決定）において、「介護の質にも配慮しつつ、相手国からの送出し状況も踏まえ、介護の技能実習生について入国1年後の日本語要件を満たさなかった場合にも引き続き在留を可能とする仕組み・・・について検討する」とされているところであるが、同方針に基づき、具体的な仕組みを検討のうえ、改正告示のパブリック・コメント等の手続きを経て、決定することとしている。

(4) 新たな外国人材受入れのための在留資格の創設について（資料第5-19～第5-23参照）

中小・小規模事業者をはじめとした深刻化する人手不足に対応するため、生産性向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れていくため、新たな在留資格「特定技能」を創設する「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案」が平成30年12月8日に成立し、同月14日に公布され、平成31年4月1日から施行されることとなっている。

また、「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針」と「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針について」が平成30年12月25日に閣議決定され、特定技能により外国人材を受入れる分野として介護分野を特定するための「介護分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」等が決定されたところである。

また、介護分野において特定技能1号の在留資格で受け入れる外国人は、以下の試験等に合格等した者又は介護分野の第2号技能実習を修了した者としている。

ア 技能水準

- (i) 「介護技能評価試験（仮称）」
- (ii) (i) に掲げる試験の合格と同等以上の水準と認められるもの

イ 日本語能力水準

- (i) 「日本語能力判定テスト（仮称）」又は「日本語能力試験（N4以上）」に加え、「介護日本語評価試験（仮称）」
- (ii) (i) に掲げる試験の合格と同等以上の水準と認められるもの

平成30年度第二次補正予算案及び平成31年度予算案において、「介護技能評価試験（仮称）」及び「介護日本語評価試験（仮称）」を平成31年4月（予定）から海外で実施するため「介護技能評価試験等実施事業」を盛り込んでいる。今後、介護現場で働くことを希望する外国人材の受入れが円滑に進むよう、海外での試験実施に向けた準備や周知を進めていくこととしている。

(5) 「外国人介護人材受入環境整備事業」の創設について（プレゼン資料 19 頁参照）

新たな在留資格「特定技能」の創設等により、今後増加が見込まれる外国人介護人材が国内の介護現場において円滑に就労・定着できるよう、「外国人介護人材受入環境整備事業」として以下の取組を通じて、その受入環境の整備を推進する。

ア 介護技能評価試験等実施事業

介護分野における特定技能 1 号外国人の送出しを行う外国において、介護の技能水準を評価するための試験等を実施するもの

イ 外国人介護人材受入支援事業

地域の中核的な受入施設等において、介護技能の向上のための集合研修等を実施するもの

ウ 介護の日本語学習支援等事業

介護の日本語学習を自律的に行うための環境整備の推進するため、介護の日本語学習を支援するための WEB コンテンツの開発・運用等を実施するもの

エ 外国人介護人材相談支援事業

介護業務の悩み等に関する相談支援や受入施設への巡回訪問等を実施するもの

上記のうち、イの外国人介護人材受入支援事業は、都道府県、指定都市、中核市が実施主体となり、介護の技能実習生や特定技能外国人の受入施設等が行う集合研修等に必要となる経費に対して補助するものである。また、集合研修の内容は介護技能の向上に資するものをはじめ、外国人介護人材が介護現場で円滑に就労・定着できるようにする観点から必要と考えられるもの（異文化理解、介護の日本語等）を想定している。なお、事業の詳細については別途お示しすることとする。

(6) 地域医療介護総合確保基金等を活用した外国人介護人材への支援の取組について

平成 30 年度に地域医療介護総合確保基金のメニューとして、介護福祉士国家資格の取得を目指す留学生を支援するため、介護施設等による奨学金等の支給に係る経費の一部を助成する事業を創設したところである。また、同年度、留学生の受入れを円滑に進めるため介護福祉士養成施設への留学を希望する者と介護施設等とのマッチング支援を行う事業を創設したところであるが、平成 31 年度からマッチング支援の対象を留学生以外にも広げる予定である。

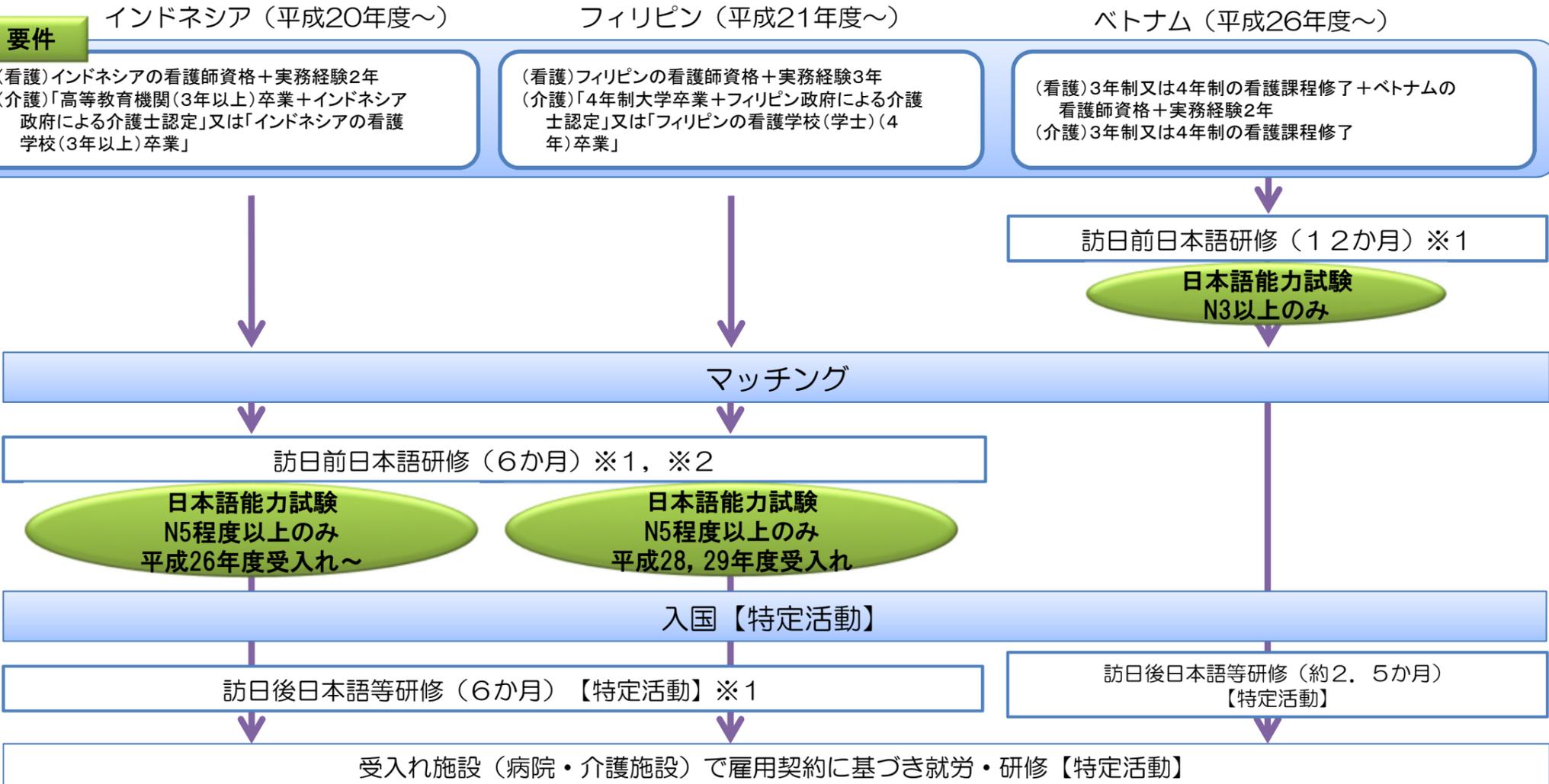
また、上記の事業以外にも、同基金の事業を活用して外国人介護人材への支援を実施することが可能であるため、各都道府県におかれては、円滑な外国人介護人材の受入れに向けて、同基金のほか、今年度中に公表予定の特定技能を含む各制度の趣旨・好事例等を含む手引きを積極的に活用されたい。以下、各事業の活用事例を一部お示しする。

(基金活用事例)

基金事業名	事業内容
介護人材確保対策連携強化事業（協議会設置費等）	○外国人介護人材の受入れに関する連携会議の開催 外国人介護人材を受け入れるに当たっての課題を把握し、受入れ・定着に必要な事項について検討する。
若者・女性・高齢者など多様な世代を対象とした介護の職場体験事業	○定住外国人等のための介護の日本語講座の開催 職場体験の際に介護未経験の定住外国人等に対して介護の日本語学習を支援することにより、多様な人材層の介護分野への新規参入・定着促進を図る。
将来の介護サービスを支える若年代の参入促進事業	○留学生に対する学習支援 養成施設のカリキュラム外の時間において、外部講師による日本語学習支援や介護の専門知識等を強化するための指導を実施する。
介護福祉士国家資格の取得を目指す外国人留学生等の受入環境整備事業	○介護福祉士を目指す留学生の受入促進 留学生の介護福祉士養成施設への入学を促すため、海外の日本語学校等の学生等へのPRを実施する。
多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修支援事業	○外国人介護職員との協働に向けた教育マネジメント支援 外国人介護職員と協働していくための方法を共有すること等を通じ、外国人介護職員を受け入れる施設研修担当者の資質の向上を図るとともに、外国人介護職員の就業促進及び質の向上を図る。
管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業	○外国人受入れセミナー・個別相談会の開催 介護施設等に対し、外国人受け入れの状況の知識等や円滑な受入れに必要なノウハウ等を提供するためのセミナー・個別相談会を開催する。

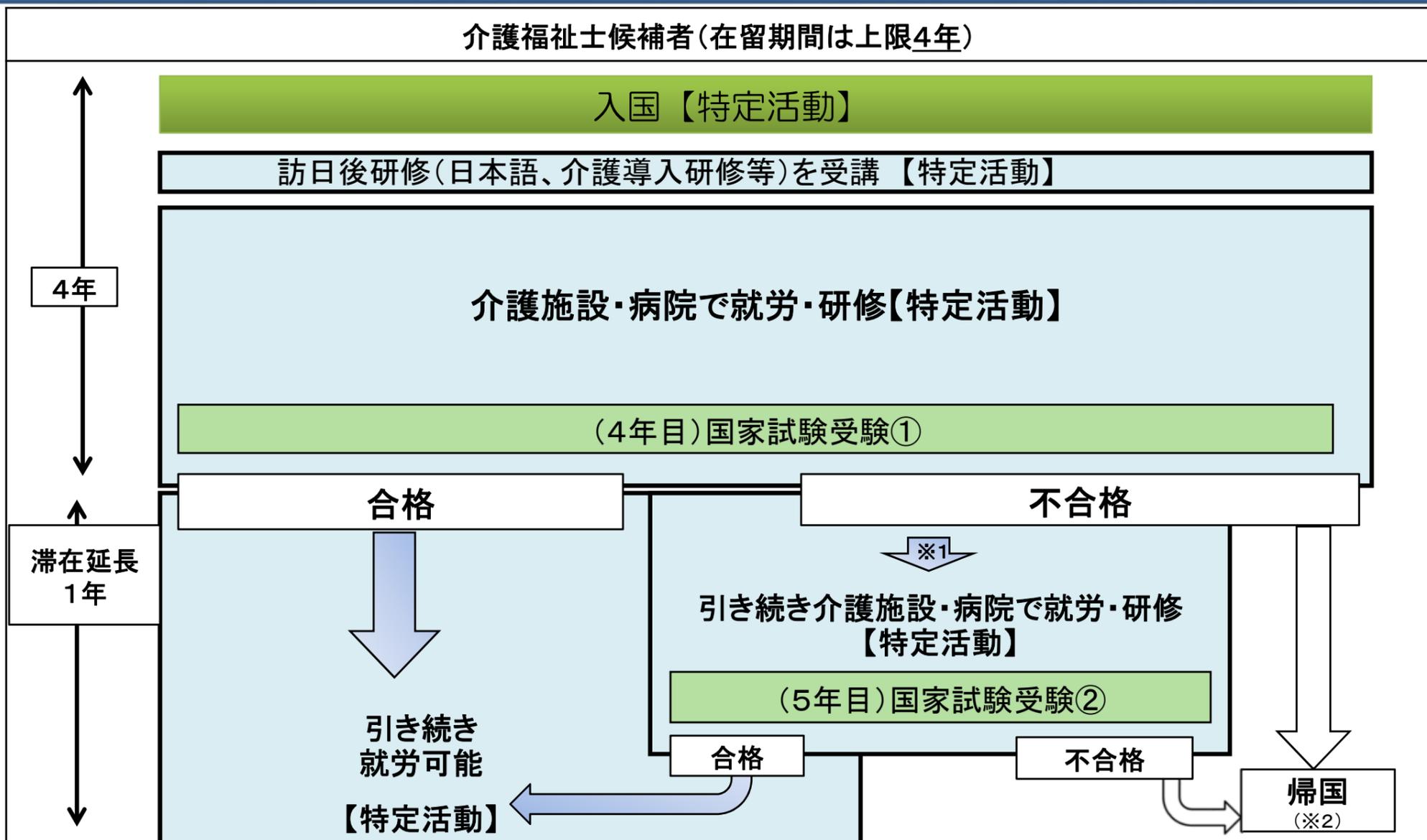
経済連携協定に基づく受入れの枠組

○ 候補者の受入れは、看護・介護分野の労働力不足への対応ではなく、二国間の経済活動の連携の強化の観点から、経済連携協定（EPA）に基づき、公的な枠組で特例的に行うものである。



注 【 】内は在留資格を示す。
 注 日本語能力試験N2以上の候補者は※1の日本語研修を免除。
 また、一定期間内に日本語能力試験N3若しくはN4を取得した候補者は※2の日本語研修を免除。
 注 フィリピン及びベトナムにおいては上記の他に就学コースがある（フィリピンは平成23年度より、ベトナムは入国当初より受入れ実績なし）。

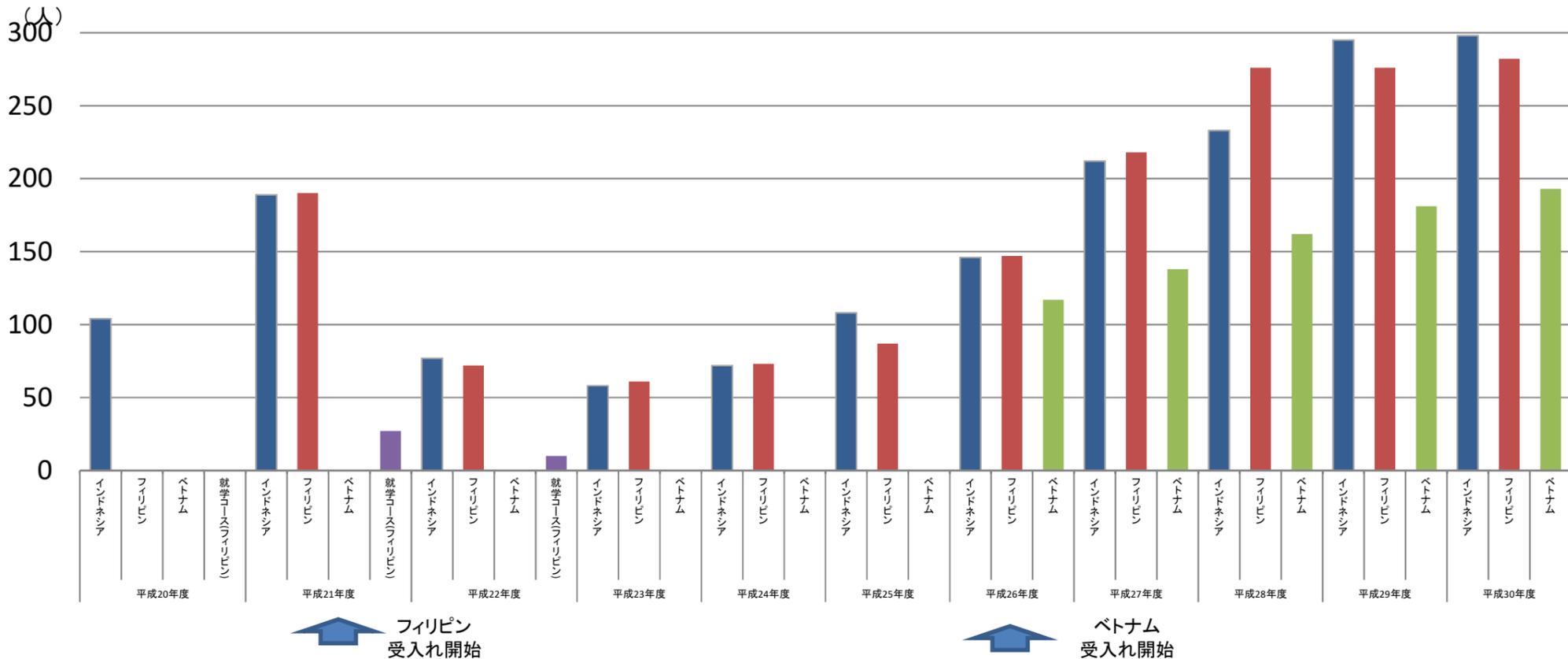
経済連携協定に基づく受入れの枠組(介護:入国以降)



(※1)一定の条件を満たす者は、不合格であっても、協定上の枠組を超えて、1年間の滞在延長が可能。
 (平成23年3月、平成25年2月、平成27年2月、平成29年2月の閣議決定による。)
 (※2)帰国後も、在留資格「短期滞在」で再度入国し国家試験を受験することが可能。
 注 【 】内は在留資格を示す。

介護福祉士候補者受入れ人数の推移

○EPAに基づく介護福祉士候補者の累計受入れ人数は4,300人超。



入国年度	累計受入れ人数												
	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	累計	
介護	インドネシア	104	189	77	58	72	108	146	212	233	295	298	1,792
	フィリピン(就労)	-	190	72	61	73	87	147	218	276	276	282	1,682
	ベトナム	-	-	-	-	-	-	117	138	162	181	193	791
	合計	104	379	149	119	145	195	410	568	671	752	773	4,265
	フィリピン(就学)	-	27	10	-	-	-	-	-	-	-	-	37

※ 国内労働市場への影響を考慮して設定された受入れ最大人数は各国300人/年(インドネシア、フィリピンについては、受入れ開始当初は2年間で600人)。
 ※ フィリピン就学コースは平成23年度以降送り出しが行われておらず、ベトナムは平成26年度の受入れ開始当初から送り出しが行われていない。

介護に従事する外国人の受入れ(在留資格「介護」の創設)

背景

- 要介護者 608万人(H27年度)
- 介護従事者 183万人(H27年度)
- 今後の需要 H37年度に約250万人必要

★質の高い介護に対する要請

高齢化の進行等に伴い、質の高い介護に対する要請が高まっている。

★介護分野における留学生の活躍支援

現在、介護福祉士養成施設(=大学、専門学校等)の留学生が介護福祉士の資格を取得しても、我が国で介護業務に就けない。

「日本再興戦略」改訂2014(平成26年6月24日閣議決定)

担い手を生み出す ~ 女性の活躍促進と働き方改革
外国人が日本で活躍できる社会へ

(持続的成長の観点から緊急に対応が必要な分野における新たな就労制度の検討)

- 我が国で学ぶ外国人留学生が、日本の高等教育機関を卒業し、介護福祉士等の特定の国家資格等を取得した場合、引き続き国内で活躍できるよう、在留資格の拡充を含め、就労を認めること等について年内を目途に制度設計等を行う。

在留資格「介護」の創設

入管法別表第1の2に以下を追加

平成29年9月1日施行

介護

本邦の公私機関との契約に基づいて介護福祉士の資格を有する者が介護又は介護の指導を行う業務に従事する活動

在留資格「介護」による受入れ

外国人留学生として入国

介護福祉士養成施設(2年以上)

(注1)

介護福祉士資格取得(登録)

介護福祉士として業務従事

(参考)インドネシア、フィリピン、ベトナムとのEPA(経済連携協定)による受入れ

〈就労コース〉 〈就学コース〉

介護福祉士候補者として入国

介護施設・病院で就労・研修

介護福祉士養成施設(2年以上)

(フィリピン、ベトナム)

(注1)

4年目に介護福祉士国家試験を受験

【特定活動(EPA)】

※【】内は在留資格

(注2)特例措置について

本邦の介護福祉士養成施設を卒業した外国人が、平成29年4月から改正法施行までの間に、介護福祉士として介護又は介護の指導を行う場合については、特例措置として「特定活動」を許可

(参考)
介護福祉士登録者数 139.8万人(H27年度)
介護福祉士養成施設数 379校(H27年4月)

(注1)平成29年度より、養成施設卒業生も国家試験合格が必要となる。ただし、平成33年度までの卒業生には卒業後5年間の経過措置が設けられている。

現状

- 本邦の介護福祉士養成施設を卒業して介護福祉士の資格を取得した者（養成施設ルート）に、在留資格「介護」を決定

見直しの方向性

- 養成施設ルート以外にも、実務経験ルートで介護福祉士の資格を取得した者にも、在留資格「介護」を決定

「新しい経済政策パッケージ」(2017年12月8日閣議決定)における関連記載

- アジア健康構想の下、介護分野における技能実習や留学中の資格外活動による3年以上の実務経験に加え、実務者研修を受講し、介護福祉士の国家試験に合格した外国人に在留資格（介護）を認めることや、海外における日本語習得環境の整備を通じ、介護分野での外国人人材の受入れに向けた国内外の環境整備を図る。

(参考)現行法令

- 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）（抄）別表第一の二

在留資格	本邦において行うことができる活動
介護	本邦の公私の機関との契約に基づいて介護福祉士の資格を有する者が介護又は介護の指導を行う業務に従事する活動

- 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令（平成2年法務省令第16号）（抄）

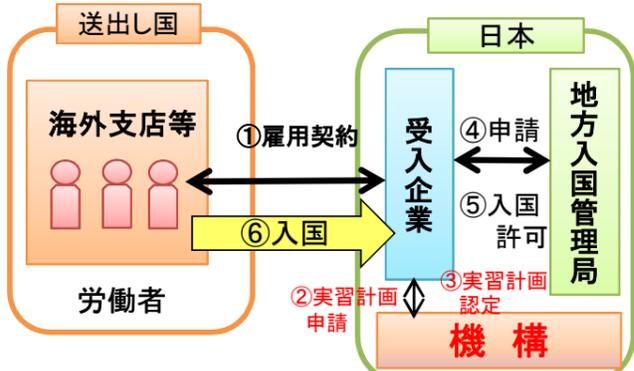
活動	基準
法別表第一の二の表の介護の項の下欄に掲げる活動	申請人が次のいずれにも該当していること。 一 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第四十条第二項第一号から第三号までのいずれかに該当すること。 二 日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けること。

技能実習制度の仕組み

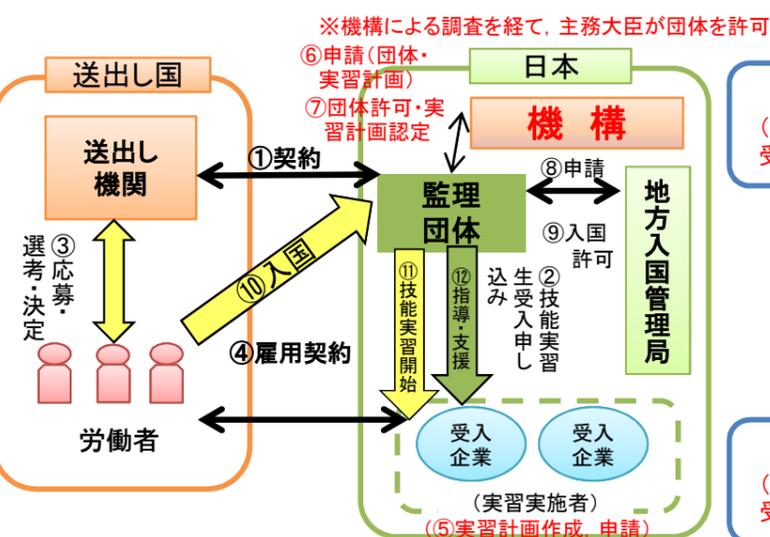
- 技能実習制度は、国際貢献のため、開発途上国等の外国人を日本で一定期間（最長5年間）に限り受け入れ、OJTを通じて技能を移転する制度。（平成5年に制度創設）
- 技能実習生は、入国直後の講習期間以外は、雇用関係の下、労働関係法令等が適用されており、現在全国に約28万人在留している。
※平成30年6月末時点

技能実習制度の受入れ機関別のタイプ

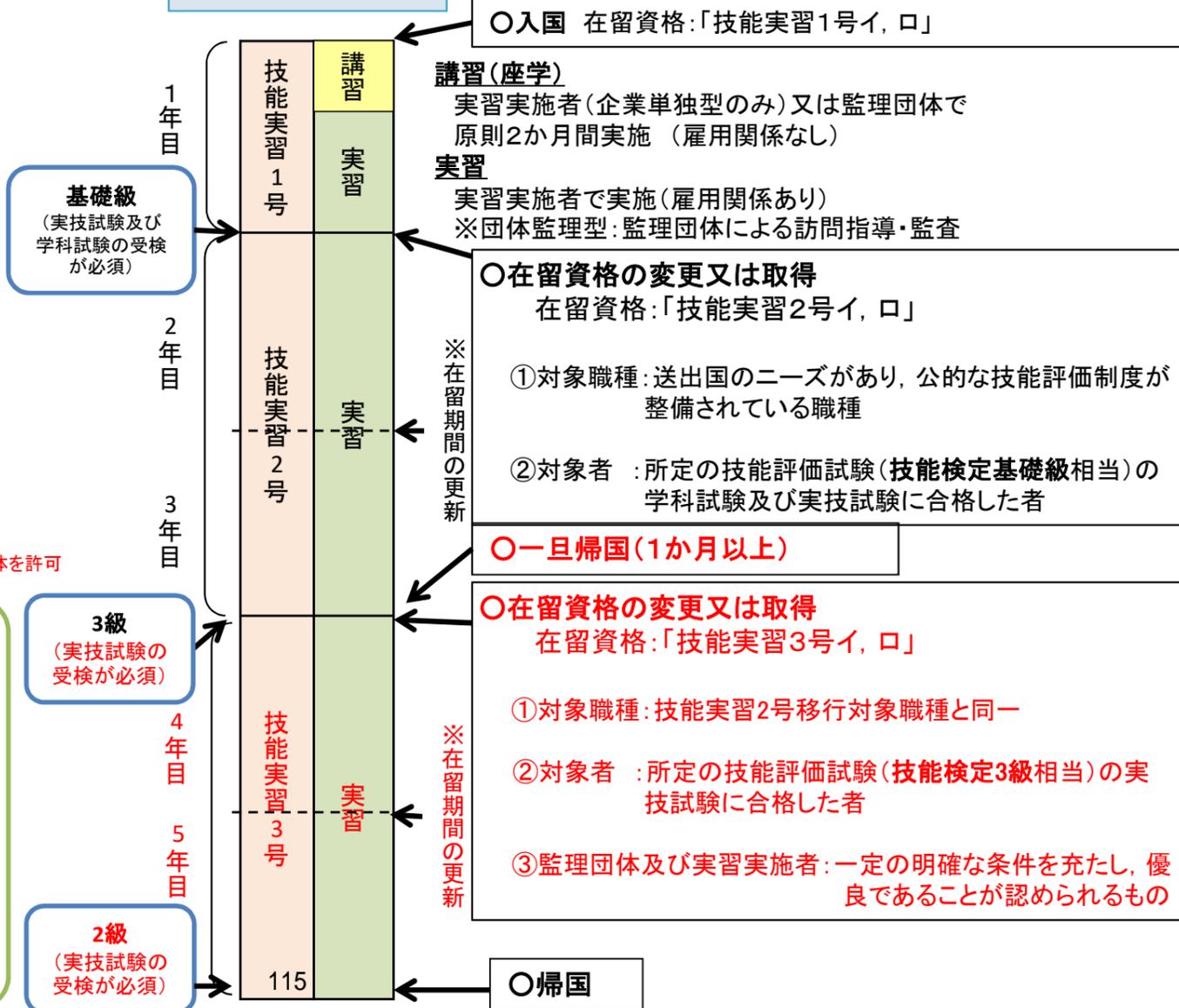
【企業単独型】日本の企業等が海外の現地法人、合併企業や取引先企業の職員を受け入れて技能実習を実施



【団体監理型】非営利の監理団体(事業協同組合、商工会等)が技能実習生を受入れ、傘下の企業等で技能実習を実施



技能実習の流れ



※新制度の内容は赤字

※在留期間の更新

※在留期間の更新

技能実習「介護」における固有要件について

- 介護の技能実習生の受入れに当たっての要件は、下記のとおり。（「外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会中間まとめ」（平成27年2月4日）での提言内容に沿って設定。）
- 平成29年9月、介護職種に固有の要件を告示。平成29年11月、対象職種に介護を追加。

介護固有要件 <small>※技能実習制度本体の要件に加えて満たす必要がある。</small>	コミュニケーション能力の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・1年目（入国時）は「N3」程度が望ましい水準、「N4」程度が要件。2年目は「N3」程度が要件 <small>（参考）「N3」：日常的な場面で使われる日本語をある程度理解することができる 「N4」：基本的な日本語を理解することができる（日本語能力試験：独立行政法人国際交流基金、公益財団法人日本国際教育支援協会が実施）</small>
	適切な実習実施者の対象範囲の設定	<ul style="list-style-type: none"> ・「介護」の業務が現に行われている事業所を対象とする（介護福祉士国家試験の実務経験対象施設） ただし、技能実習生の人権擁護、適切な在留管理の観点から、訪問系サービスは対象としない ・経営が一定程度安定している事業所として設立後3年を経過している事業所が対象
	適切な実習体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・受入れ人数枠 受入れることができる技能実習生は、事業所単位で、介護等を主たる業務として行う常勤職員（常勤介護職員）の総数に応じて設定（常勤介護職員の総数が上限）。 ・技能実習指導員の要件 技能実習生5名につき1名以上選任。そのうち1名以上は介護福祉士等。 ・入国時の講習 専門用語や介護の基礎的な事項を学ぶ ・夜勤業務等 利用者の安全の確保等のために必要な措置を講じる。 <small>（※）具体的には、技能実習制度の趣旨に照らし、技能実習生以外の介護職員を同時に配置することが求められるほか、業界ガイドラインにおいても技能実習生以外の介護職員と技能実習生の複数名で業務を行う旨を規定。また、夜勤業務等を行うのは2年目以降の技能実習生に限定する等の努力義務を業界ガイドラインに規定。</small>
	監理団体による監理の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・監理団体の役職員に5年以上の実務経験を有する介護福祉士等を配置 ・「介護」職種における優良要件は「介護」職種における実績を基に判断
技能実習評価試験	移転対象となる適切な業務内容・範囲の明確化	<ul style="list-style-type: none"> 一定のコミュニケーション能力の習得、人間の尊厳や介護実践の考え方、社会のしくみ・こころとからだのしくみ等の理解に裏付けられた以下の業務を、移転対象とする ・必須業務＝身体介護（入浴、食事、排泄等の介助等） ・関連業務＝身体介護以外の支援（掃除、洗濯、調理等）、間接業務（記録、申し送り等） ・周辺業務＝その他（お知らせなどの掲示物の管理等）
	適切な公的評価システムの構築	<ul style="list-style-type: none"> ・各年の到達水準は以下のとおり 1年目 指示の下であれば、決められた手順等に従って、基本的な介護を実践できるレベル 3年目 自ら、介護業務の基盤となる能力や考え方等に基づき、利用者の心身の状況に応じた介護を一定程度実践できるレベル 5年目 自ら、介護業務の基盤となる能力や考え方等に基づき、利用者の心身の状況に応じた介護を実践できるレベル

「経済財政運営と改革の基本方針2018」 （平成30年6月15日閣議決定）

第2章 力強い経済成長の実現に向けた重点的な取組

4. 新たな外国人材の受入れ

（従来の外国人材受入の更なる促進）

介護の質にも配慮しつつ、相手国からの送出し状況も踏まえ、介護の技能実習生について入国1年後の日本語要件を満たさなかった場合にも引き続き在留を可能とする仕組み……について検討を進める。

1 監理団体許可（平成30年12月18日現在）

申請件数	許可件数
2,555件（うち介護職種527件）	2,380件（うち介護職種458件） うち一般監理事業（※1）1,029件（介護職種207件） うち特定監理事業（※2）1,351件（介護職種251件）

（※1）一般監理事業とは、技能実習1号、技能実習2号及び技能実習3号の監理が可能となる事業区分であり、許可の有効期限は5年又は7年（前回許可期間内に改善命令や業務停止命令を受けていない場合）。

（※2）特定監理事業とは、技能実習1号及び技能実習2号の監理が可能となる事業区分であり、許可の有効期限は3年又は5年（前回許可期間内に改善命令や業務停止命令を受けていない場合）。

2 技能実習計画認定（平成30年11月30日現在）

区分	申請件数	認定件数
企業単独型（※3）	11,170件（うち介護41件）	10,595件（うち介護3件）
団体監理型（※4）	372,722件（うち介護1,192件）	347,503件（うち介護634件）
計	383,892件（うち介護1,233件）	358,098件（うち介護637件）

（※3）企業単独型とは、日本の企業等が海外の現地法人、合併企業や取引先企業の職員を受け入れて技能実習を実施する類型。

（※4）団体監理型とは、非営利の監理団体（事業協同組合、商工会等）が技能実習生を受入れ、傘下の企業等で技能実習を実施する類型。

経緯

1 未来投資戦略2017（平成29年6月9日閣議決定）

経済・社会基盤の持続可能性を確保していくため、真に必要な分野に着目しつつ、外国人材受入れの在り方について、総合的かつ具体的な検討を進める。このため、移民政策と誤解されないような仕組みや国民的なコンセンサス形成の在り方などを含めた必要な事項の調査・検討を政府横断的に進めていく。

2 経済財政諮問会議での総理大臣指示（平成30年2月20日）

「深刻な人手不足が生じており、「専門的・技術的な外国人材受入れの制度の在り方について、早急に検討を進める必要がある。」「在留期間の上限を設定し、家族の帯同は基本的に認めないといった前提条件の下、真に必要な分野に着目しつつ、制度改正の具体的な検討を（中略）開始していただきたい。」

3 タスクフォースの設置（平成30年2月23日）

経済財政諮問会議における総理大臣の御発言を受け、2月23日、関係省庁の局長級で構成するタスクフォースを設置
2月23日から5月29日までの間にタスクフォースを2回開催したほか、関係省庁の課長級で構成する幹事会を8回開催

4 経済財政運営と改革の基本方針2018（骨太の方針）（平成30年6月15日閣議決定）

「従来の専門的・技術的分野における外国人材に限定せず、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人材を幅広く受け入れていく仕組みを構築する必要がある。このため、真に必要な分野に着目し、移民政策とは異なるものとして、外国人材の受入れを拡大するため、新たな在留資格を創設する。」

5 外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議の開催（平成30年7月24日設置）

一定の専門性・技能を有する新たな外国人材の受入れ及び我が国で生活する外国人との共生社会の実現に向けた環境整備について、関係行政機関の緊密な連携の下、政府一体となって総合的な検討を行うため、外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議を開催

背景

○アベノミクスの推進により、日本経済が大きく改善する中、成長から分配への経済の好循環が着実に回りつつあるところ、有効求人倍率は、1970年代以来44年ぶりの高さとなり、全都道府県で1を超える状態が続くとともに、失業率は25年ぶりの水準まで低下している。労働参加率は女性や高齢者を中心に上昇し、人口減少下にあっても、就業者数は5年で251万人増加した。一方で、企業の手不足感は、バブル期以来の水準にまで強まっている。

○2017年10月末現在、我が国の外国人労働者数は約128万人で、前年同期比18%の増加となり、2007年に届出が義務化されて以来、過去最高を更新

新たな外国人材受入れのための在留資格の創設

1 在留資格「特定技能1号」「特定技能2号」の創設

- (1) 特定技能1号: 不足する人材の確保を図るべき産業上の分野に属する相当程度の知識又は経験を要する技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
- (2) 特定技能2号: 同分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格

2 受入れのプロセス等に関する規定の整備

- (1) 分野横断的な方針を明らかにするための「基本方針」(閣議決定)に関する規定
- (2) 受入れ分野ごとの方針を明らかにするための「分野別運用方針」に関する規定
- (3) 具体的な分野名等を法務省令で定めるための規定
- (4) 特定技能外国人が入国する際や受入れ機関等を変更する際に審査を経る旨の規定
- (5) 受入れの一時停止が必要となった場合の規定

3 外国人に対する支援に関する規定の整備

- (1) 受入れ機関に対し、支援計画を作成し、支援計画に基づいて、特定技能1号外国人に対する日常生活上、職業生活上又は社会生活上の支援を実施することを求める。
- (2) 支援計画は、所要の基準に適合することを求める。

4 受入れ機関に関する規定の整備

- (1) 特定技能外国人の報酬額が日本人と同等以上であることなどを確保するため、特定技能外国人と受入れ機関との間の雇用契約は、所要の基準に適合することを求める。
- (2) ①雇用契約の適正な履行や②支援計画の適正な実施が確保されるための所要の基準に適合することを求める。

5 登録支援機関に関する規定の整備

- (1) 受入れ機関は、特定技能1号外国人に対する支援を登録支援機関に委託すれば、4(2)②の基準に適合するものとみなされる。
- (2) 委託を受けて特定技能1号外国人に対する支援を行う者は、出入国在留管理庁長官の登録を受けることができる。
- (3) その他登録に関する諸規定

6 届出、指導・助言、報告等に関する規定の整備

- (1) 外国人、受入れ機関及び登録支援機関による出入国在留管理庁長官に対する届出規定
- (2) 出入国在留管理庁長官による受入れ機関及び登録支援機関に対する指導・助言規定、報告徴収規定等
- (3) 出入国在留管理庁長官による受入れ機関に対する改善命令規定

7 特定技能2号外国人の配偶者及び子に対し在留資格を付与することを可能とする規定の整備

8 その他関連する手続・罰則等の整備

(注) 特定技能1号外国人: 特定技能1号の在留資格を持つ外国人、特定技能2号外国人: 特定技能2号の在留資格を持つ外国人、特定技能外国人: これらの外国人の総称

特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針の概要

特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るために定める特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針（改正出入国管理及び難民認定法第2条の3）

1 制度の意義に関する事項

中小・小規模事業者をはじめとした深刻化する人手不足に対応するため、生産性向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れていく仕組みを構築

2 外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野に関する事項

➤ 特定技能外国人を受け入れる分野

生産性向上や国内人材確保のための取組を行ってもなお、人材を確保することが困難な状況にあるため、外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野（特定産業分野）

➤ 人材が不足している地域の状況に配慮

大都市圏その他の特定地域に過度に集中して就労することとならないよう、必要な措置を講じるよう努める

➤ 受入れ見込み数 分野別運用方針に向こう5年間の受入れ見込み数を記載

4 関係行政機関の事務の調整に関する基本的な事項

➤ 国内における取組等 法務省、厚生労働省等の関係機関の連携強化による悪質な仲介事業者（ブローカー）等の排除の徹底

➤ 国外における取組等 保証金を徴収するなどの悪質な仲介事業者等の介在防止のため、二国間取決めなどの政府間文書の作成等、必要な方策を講じる

➤ 人手不足状況の変化等への対応

○分野所管行政機関の長は、特定産業分野における人手不足の状況について継続的に把握。人手不足状況に変化が生じたと認められる場合には、制度関係機関及び分野所管行政機関は今後の受入れ方針等について協議。必要に応じて関係閣僚会議において、分野別運用方針の見直し、在留資格認定証明書の交付の停止又は特定産業分野を定める省令から当該分野の削除の措置を検討

○向こう5年間の受入れ見込み数は、大きな経済情勢の変化が生じない限り、本制度に基づく外国人受入れの上限として運用

➤ 治安上の問題が生じた場合の対応

特定技能外国人の受入れにより、行方不明者の発生や治安上の問題が生じないよう、制度関係機関及び分野所管行政機関は、情報の連携及び把握に努めるとともに、必要な措置を講じる

5 制度の運用に関する重要事項

➤ 1号特定技能外国人に対する支援

生活オリエンテーション、生活のための日本語習得の支援、外国人からの相談・苦情対応、外国人と日本人との交流の促進に係る支援
転職する際にハローワークを利用する場合には、ハローワークは希望条件、技能水準、日本語能力等を把握し適切に職業相談・紹介を実施

➤ 雇用形態 フルタイムとした上で、原則として直接雇用。特段の事情がある場合、例外的に派遣を認めるが、分野別運用方針に明記

➤ 出入国管理上の支障による措置 被送還者の自国民を引取義務を適切に履行していない国から受入れは行わない。その他、我が国の出入国管理上、支障を生じさせている国からの受入れについては慎重に対応する。

➤ 基本方針の見直し 改正法施行後2年を目途として検討を加え、必要があれば見直し

3 求められる人材に関する事項

(※) 分野所管行政機関が定める試験等で確認

	特定技能1号	特定技能2号
技能水準	相当程度の知識又は経験を必要とする技能(※)	熟練した技能(※)
日本語能力水準	ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度を基本とし、業務上必要な日本語能力(※)	-
在留期間	通算で5年を上限	在留期間の更新が必要
家族の帯同	基本的に不可	可能

1 新たに設ける省令(2省令)

① 契約, 受入れ機関, 支援計画等の基準に関する省令

- 受入れ機関が外国人と結ぶ契約が満たすべき基準(法第2条の5第1項)
 - ・ 報酬額は, 日本人が従事する場合の額と同等以上であること
 - ・ 一時帰国を希望した場合, 休暇を取得させること
 - ・ 外国人が帰国旅費を負担できなければ, 受入れ機関が負担するとともに契約終了後の出国が円滑になされる措置を講ずること など
- 受入れ機関が満たすべき基準(法第2条の5第3項)
 - ・ 労働, 社会保険及び租税に関する法令を遵守していること
 - ・ 特定技能外国人と同種の業務に従事する労働者を非自発的に離職させていないこと
 - ・ 行方不明者を発生させていないこと
 - ・ 欠格事由(前科, 暴力団関係, 不正行為等)に該当しないこと
 - ・ 労働者派遣をする場合には, 派遣先が上記各基準を満たすこと
 - ・ 保証金を徴収するなどの悪質な紹介業者等の介在がないこと
 - ・ 報酬を預貯金口座への振込等により支払うこと
 - ・ 中長期在留者の受入れを適正に行った実績があることや中長期在留者の生活相談等に従事した経験を有する職員が在籍していること等(*)
 - ・ 外国人が十分理解できる言語で支援を実施することができる体制を確保していること(*)
 - ・ 支援責任者等が欠格事由に該当しないこと(*) など
- 支援計画が満たすべき基準等(法第2条の5第6項等)
 - ※ 基本方針記載の支援の内容を規定

② 分野, 技能水準に関する省令

- 受入れ対象分野, 技能水準(法別表第1の2の表の特定技能の項)
 - ※ 分野別運用方針を反映させた形で規定
 - 2号は建設, 造船・船用工業のみ

(注) 新たな外国人材受入れに関する政令としては, 登録支援機関の登録手数料額, 登録支援機関の登録拒否事由に関する規定の整備

2 既存の省令の改正(2省令)

① 上陸基準省令

- 外国人本人に関する基準(法第7条第1項第2号)
 - ・ 1号特定技能外国人: 業務に必要な技能水準及び日本語能力水準
 - (注) 技能実習2号を修了した外国人については試験を免除
 - ・ 2号特定技能外国人: 業務に必要な技能水準
 - ・ 紹介業者等から保証金の徴収等をされていないこと
 - ・ 特定技能外国人が18歳以上であること など

② 出入国管理及び難民認定法施行規則

- 受入れ機関の届出事項・手続等(法第19条の18第1項等)
 - ・ 報酬の支払状況や離職者数等
- 登録支援機関の登録に関する規定等(法第19条の26第1項等)
 - ・ 中長期在留者の受入れを適正に行った実績があることや中長期在留者の生活相談等に従事した経験を有する職員が在籍していること等
 - ・ 外国人が十分理解できる言語で支援を実施することができる体制を確保していること など
- その他
 - ・ 1号特定技能外国人の在留期間は通算で5年
 - ・ 1回当たりの在留期間(更新可能)は, 1号特定技能外国人 1年, 6か月又は4か月 2号特定技能外国人 3年, 1年又は6か月 など

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(概要)

我が国に在留する外国人は近年増加(264万人)、我が国で働く外国人も急増(128万人)、新たな在留資格を創設(平成31年4月施行)

⇒ 外国人材の適正・円滑な受入れの促進に向けた取組とともに、外国人との共生社会の実現に向けた環境整備を推進する。今後も対応策の充実を図る。

総額224億円(注)

外国人との共生社会の実現に向けた意見聴取・啓発活動等

- (1) 国民及び外国人の声を聴く仕組みづくり
 - 「『国民の声』を聴く会議」において、国民及び外国人双方から意見を継続的に聴取
- (2) 啓発活動等の実施
 - 全ての人が互いの人権を大切に支え合う共生社会の実現のため、「心のバリアフリー」の取組を推進

生活者としての外国人に対する支援

- (1) 暮らしやすい地域社会づくり
 - ① 行政・生活情報の多言語化、相談体制の整備
 - 行政・生活全般の情報提供・相談を多言語で行う一元的窓口に係る地方公共団体への支援制度の創設(「多文化共生総合相談ワンストップセンター(仮)」(全国約100か所、11言語対応)の整備)【20億円】
 - 安全・安心な生活・就労のための新たな「生活・就労ガイドブック(仮)」(11言語対応)の作成・普及
 - 多言語音声翻訳システムのプラットフォームの構築【8億円】と多言語音声翻訳システムの利用促進
 - ② 地域における多文化共生の取組の促進・支援
 - 外国人材の受入れ支援や共生支援を行う受け皿機関の立ち上げ等地域における外国人材の活躍と共生社会の実現を図るための地方公共団体の先導的な取組を地方創生推進交付金により支援
 - 外国人材の受入れに携わる人材・団体の育成とネットワークの構築
- (2) 生活サービス環境の改善等
 - ① 医療・保健・福祉サービスの提供環境の整備等
 - 電話通訳や多言語翻訳システムの利用促進、マニュアルの整備、地域の対策協議会の設置等により全ての居住圏において外国人患者が安心して受診できる体制を整備
 - 地域の基幹的医療機関における医療通訳の配置・院内案内の多言語化の支援
 - ② 災害発生時の情報発信・支援等の充実
 - 気象庁HP、Jアラートの国民保護情報等を発信するプッシュ型情報発信アプリ Safety tips 等を通じた防災・気象情報の多言語化・普及(11言語対応)、外国人にも分かりやすい情報伝達に向けた改善(地図情報、警告音等)
 - 三者間同時通訳による「119番」多言語対応と救急現場における多言語音声翻訳アプリの利用、災害時外国人支援情報コーディネーターの養成
 - ③ 交通安全対策、事件・事故、消費者トラブル、法律トラブル、人権問題、生活困窮相談等への対応の充実
 - 交通安全に関する広報啓発の実施、運転免許学科試験等の多言語対応
 - 「110番」や事件・事故等現場における多言語対応
 - 消費生活センター(「188番」)、法テラス、人権擁護機関(8言語対応)、生活困窮相談窓口等の多言語対応
 - ④ 住宅確保のための環境整備・支援
 - 賃貸人・仲介事業者向け実務対応マニュアル、外国語版の賃貸住宅標準契約書等の普及(8言語対応)
 - 外国人を含む住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録・住宅情報提供・居住支援等の促進
 - ⑤ 金融・通信サービスの利便性の向上
 - 金融機関における外国人の口座開設に係る環境整備、多言語対応の推進、ガイドラインの整備
 - 携帯電話の契約時の多言語対応の推進、在留カードによる本人確認が可能である旨の周知の徹底
- (3) 円滑なコミュニケーションの実現
 - ① 日本語教育の充実
 - 生活のための日本語の標準的なカリキュラム等を踏まえた日本語教育の全国展開(地域日本語教育の総合的体制づくり支援、日本語教室空白地域の解消支援等)【6億円】
 - 多様な学習形態のニーズへの対応(多言語ICT学習教材の開発・提供、放送大学の教材やNHKの日本語教育コンテンツの活用・多言語化、全ての都道府県における夜間中学の設置促進等)
 - 日本語教育の標準等の作成(日本版CEFR(言語のためのヨーロッパ共通参照枠))
 - 日本語教師のスキルを証明する新たな資格の整備
 - ② 日本語教育機関の質の向上・適正な管理
 - 日本語教育機関の質の向上を図るための告示基準の厳格化(出席率や不法残留者割合等の抹消基準の厳格化、日本語能力に係る試験の合格率等による数値基準の導入等)
 - 日本語教育機関に対する定期的な点検・報告の義務付け
 - 日本語教育機関の日本語能力に関する試験結果等の公表義務・情報開示の充実
 - 日本語教育機関に関する情報を関係機関で共有し、法務省における調査や外務省における査証審査に活用

(4) 外国人児童生徒の教育等の充実

- 日本語指導に必要な教員定数の義務標準法の規定に基づく着実な改善と支援員等の配置への支援【3億円】
- 地方公共団体が行う外国人児童生徒等への支援体制整備(ICT活用、多様な主体との連携)
- 教員等の資質能力の向上(研修指導者の養成、地方公共団体が実施する研修への指導者派遣等による全国的な研修実施の促進)
- 地域企業やNPO等と連携した高校生等のキャリア教育支援、就学機会の確保【1億円】

(5) 留学生の就職等の支援

- 大卒者・クールジャパン分野等の専修学校修了者の就職促進のための在留資格の整備等
- 中小企業等に就職する際の在留資格変更手続の簡素化
- 文部科学省による大学等の就職促進プログラムの認定等【6億円】
- 留学生の就職率の公表の要請、就職支援の取組状況や就職状況に応じた教育機関に対する奨学金の優先配分、介護人材確保のための留学・日本語学習支援の充実【14億円】
- 業務に必要な日本語能力レベルの企業ごとの違いなどを踏まえた多様な採用プロセスの推進
- 産官学連携による採用後の多様な人材育成・待遇などのベストプラクティスの構築・横展開

(6) 適正な労働環境等の確保

- ① 適正な労働条件と雇用管理の確保、労働安全衛生の確保
 - 労働基準監督署・ハローワークの体制強化、外国人技能実習機構の体制強化、「労働条件相談ほっとライン」の多言語対応(8言語対応)
 - 「外国人労働者相談コーナー」「外国人労働者向け相談ダイヤル」における多言語対応の推進・相談体制の拡充
- ② 地域での安定した就労の支援
 - ハローワークにおける多言語対応の推進(11言語対応)と地域における再就職支援
 - 地域ごとの在留外国人の状況を踏まえた情報提供・相談の多言語対応、職業訓練の実施
- (7) 社会保険への加入促進等
 - 法務省から厚生労働省等への情報提供等による社会保険への加入促進
 - 医療保険の適正な利用の確保(被扶養認定において原則として国内居住要件を導入、不適正事案対応等)
 - 納税義務の確実な履行の支援等の納税環境の整備

外国人材の適正・円滑な受入れの促進に向けた取組

- (1) 悪質な仲介事業者等の排除
 - 二国間の政府間文書の作成(9か国)とこれに基づく情報共有の実施
 - 外務省(在外公館)、警察庁、法務省、厚生労働省、外国人技能実習機構等の関係機関の連携強化による悪質な仲介事業者(ブローカー)等の排除の徹底と入国審査基準の厳格化
 - 悪質な仲介事業者等の把握に向けた在留申請における記載内容の充実
- (2) 海外における日本語教育基盤の充実等
 - 日本での生活・就労に必要な日本語能力を確認する能力判定テストをCBT(Computer Based Testing)により厳正に実施(9か国)
 - 国際交流基金等による海外における日本語教育基盤強化(現地教師育成、現地機関活動支援)
 - 在外公館等による情報発信の充実

新たな在留管理体制の構築

- (1) 在留資格手続の円滑化・迅速化
 - 受入企業等による在留資格手続のオンライン申請の開始【12億円】
 - 在留カード番号等を活用した申請手続の更なる負担軽減、標準処理期間(2週間~1か月)の励行
- (2) 在留管理基盤の強化
 - 法務省・厚生労働省の情報共有の更なる推進による外国人の在留状況・雇用状況の正確な把握
 - 業種別・職種別・在留資格別等の就労状況を正確に把握する仕組みの構築、公的統計の充実・活用
 - 出入国在留管理庁の創設に伴う出入国及び在留管理体制の強化【18億円】
- (3) 不法滞在者等への対策強化
 - 警察庁、法務省、外務省等の関係機関の連携強化による不法滞在者等の排除の徹底【5億円】
 - 技能実習に係る失踪者情報等の収集・分析、これを踏まえた調査の徹底、実習実施者等に対する計画認定取消し等の運用の厳格化、平成29年における技能実習に係る失踪者等の悪質調査・対応